

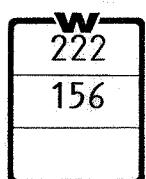
平成十五年・十六年度科学研究費補助金 基盤（C）（2）研究成果報告書

## 黒水城出土宋代軍政文書の研究

（課題番号 15520435）

二〇〇五（平成十七）年四月

研究代表者 早稲田大学文学学術院 近藤一成



## 一 黑水城宋西北軍政文書裁判案件概観

一九〇九年五月、ロシアの探検家コズロフ（一八六三～一九三五）は、エチナ河畔の西夏の軍事拠点と思われる黒水城（ハラホト）遺址で大量の西夏語書籍・文書を発見・収集した。それらが、二〇世紀の西夏学確立のための基礎資料となつたことはよく知られている。またロシアに将来された収集品のなかには、西夏語以外、チベット、突厥、シリア、女真、モンゴル各語の文献や元の紙幣が含まれており、とりわけ少なからざる漢文文献の存在は、夙に宋・元史研究者からも注目されていた。しかし一九八〇年までに公表された漢文文献は、『劉知遠諸宮調』完本一点を含め五〇件余りに過ぎず、外部者がその詳細な内容を窺い知ることはなかつた。

一九八四年、長年にわたりコズロフ将来文献の整理に従事してきたソ連科学アカデミー東方学研究所レニングラード分館のメンシコフ博士は、一一〇一四世紀の木版書籍、写本など漢文文字資料の最初の目録を公刊し、われわれは初めてハラホト漢文コレクションの全貌を知ることになった。総数四八八件、それらが經典や偽經・注釈・祈禱書などの仏教関係、儒家と道家関係、歴史著作と文学作品、字書、木版画・装飾図案や印章、医学書・歴書・占卜書および紙幣と文書に分けられ、計三七五項目に分類されている。私事ながら、この目録の出版を「いち早く」教示くださつたのは、明治大学の堀敏一教授であつた。恐らく筆者に宋代古文書を扱つた論考「南宋屯軍文書考」「南宋錢簿殘欠考」（『史觀』一〇五、一〇七一九八一、八二年）のあることを「存知であつたからであるう。早速、堀教授にお願いして目録をお借りしたところ、そのなかに北宋末南宋初の軍事関係文書が八十一項目収録されていて驚かされた。しかし残念なことに、記述は文書が西夏語辞書「文海（寶韻）」の紙背にあることや寸法などの簡単な書誌情報、文頭・文末の数語あるいは文中の幾人かの人名の採録および短いコメントにとどまり、文書内容の詳しい紹介までは至つていなかつた。そこで筆者は早速、ソ連科学アカデミー東方学研究所に文書閲覧の願いを申請し、またメンシコフ氏にも閲覧依頼の手紙を送つたが、ある意味では当然のこととして回答はなかつた。その後、一九九四年に王克孝氏による目録の中文訳が『黑城出土漢文遺書叙録』（以下「孟黒録」と略称）として寧夏人民出版社から公刊され、目録の入手は格段に容易になつた。さらに一九九六年からは、待ちに待つたコズロフ収集資料を網羅した『俄藏黒水城文献』シリーズの刊行が上海古籍出版社から始まり、宋代文書は二〇〇〇年十二月の最終配巻「漢文部分」第六巻に写真と録文が收められ、こゝにようやく全文の内容が明らかになつたのである。

本解説の多くは、この『俄藏黒水城文献』漢文部分六巻の叙録（孟列夫（メンシコフ）、蔣維松、白濱編、以下「叙録」と略称）と先の「孟

黒録」につけられたメンシコフ「漢文版序言」「導論」および王氏「訳者後記」に拠つて、いわゆるロゼロフ収集の文献・資料は、ハラホーの「著名な塔」から発見されたといふ。西夏で印刷された漢文仏教經典の題記には仁宗皇后羅氏（漢族）に関するものがあり、それら仏教書の印刷は仁宗没後に権力を握った羅太后の発願に係わぬことを示してゐる。メンシコフ氏はそれに考えを一步進め、収集された内容の確定できる。一点の書籍のうち一八三点が仏教関係であり、かつ羅太后に関連する資料が一一〇六年を下限に突然みえなくなることから、その時点での太后的失脚と黒水城への流謫及び出家を想定し、結局その塔は羅氏の墓所ではないのかという興味ある推測をしている。とすれば、宋代文書の紙背に印刷された西夏語字書の『文海寶韻』も彼女の持ち物であったことになりうる。

文書はすべて一〇九葉、『文海寶韻』の書幅に合わせ前後左右が截断されている。そのうち年号が記された六二一葉の内訳は次の通りである。  
政和八年（1118）一件、宣和五年（1123）一件、宣和七年（1125）一一一件、靖康元年（1126）一七件、建炎元年（1127）一〇件、建炎二年（1128）八件、建炎三年（1129）二一件、阜昌二年（1131）一件。阜昌は、いつまでもなく劉豫の齊国（北漢）の年号であり、その二年は南宋の紹興元年にあたる。この点は後述する。文書内容は、宋と西夏の国境地帯に位置する陝西鄜延路の行政、司法、軍事関係であり、その大部分を鄜延路經略安撫使指揮下の第七將閔連の牒や状が占める。またそれの中では、宣和七年の知金湯城李成の軍糧支給をめぐる不正行為の裁判案件が最多で四一葉以上が確認できる。次に目に付くのは建炎年間に軍を建て直すための命令や報告書で、これらは国家滅亡時、辺境の潰兵再編に際しても、前線はすべて司令部と文書をやり取りの上で命令を遂行し、かつ副本を記録として残すという、中國王朝の文書行政の徹底振りに一種の凄みすら感じさせる内容である。今回掲載の訳稿は、前者の裁判案件を対象とし、とくに試訳として『史滴』25号、26号に掲載した五葉と十八葉の原稿を再録した（初校段階での修訂したものは『史滴』を参照せよ）。完成は将来を期す。

北宋は、建国以来その滅亡に至るまで北方ないし西北方との関係に悩まされていて、その对外政策が内政の大きな枠組みを規定したといつても過言ではない。大雜把みて北宋の前半は北の遼、後半は西北の西夏が对外政策的主要対象であったといえる。西夏とは慶曆の和約で国境を論議して以来、熙寧、元祐、元符、崇寧、宣和にも和約を結び、和議と紛争を繰り返しつつ靖康の変を迎えた。この間、北宋は西夏に接する陝西路の沿辺に軍路を置き、最終的には東から鄜延、環慶、秦鳳、涇原、熙河の五路が国境をはさみ西夏と面する形になつた。本文書に官印が散見する鄜延路經略安撫司は延州府に置かれ、熙寧以降の将兵制においては知府が兼任する經略安撫使の下に九将が配置された。李華瑞氏によ

れば、それぞれの駐屯地は表のようになる（三一頁 文書番号 11 語釈【一】参照）。このうち、がつけられた第七将の延州は、本黒水城文書によつて保安軍金湯城（現在の志丹県金鼎郷金湯村）と確定できる。なお文書中に、規定には無い鄜延路第十將楊仲興（輿）という記述が四葉にみられる（44、63、73、86）。詳細は後考に譲るが、いずれも靖康二年から建炎元年にかけて第七將からの発信、あるいは宛の潰散兵再編に關係する文書であるので、この第十將は、戰闘部隊の建て直しを目的に急遽臨時に置かれたものと考えられよう。

一〇九葉の文書は、三種類の文書番号をもつ。一つはロシア語表記の東方学研究所元來の所蔵番号である。その二はメンシコフ氏が内容を分類してつけた「孟黒錄」の番号である。先述のように目録全体を三七五件に分けたなかで、一〇九葉には、一二世紀前期の文書（中国陝西北部軍管区文書）として一括三一六の番号が与えられ、そのうち密接に関連すると判断された文書は子番号をつけてまとめ、一〇九葉を八一件に分類している。『史滴』25号で検討した五葉を例に挙げると、五葉は三一六・一六（1）、（2）、（3）と三一六・一七（1）、（2）にあたり、二六は「故從義郎の息子李適が報告した糧食横領事件についての金湯城監押杜肇の決定についての文書。ただし三頁は直接には繋がらない」と説明され、二七は同じく「金湯城專典（專副）高仲の決定」としてそれぞれ三葉と二葉を一括りにしている。三つめは、1から109まで原本文書の写真版につけられた『俄藏黒水城文獻』の番号である。文書を訳読・移録した「叙録」では、各葉に「1、鄜延路經略使薛某奏狀」の如くそれぞれ編者による題目が付されている。この番号は、『文海寶韻』がロシアに将来された後、原形を復元させ字書として再装丁された頁の順につけられたもので、再装丁には幾つかの錯簡がみられるという。番号の順と文書内容の関連性とは全く関係ない。本訳稿では、「叙録」の数字を文書番号とし、必要に応じて「孟黒錄」番号を提示する。

さて25号で扱った五葉は、「叙録」の11、17、41、46、57であり、皆な同じく「延安府牒本路第七將馮武」と題されているようだ。延安府から金湯城に駐屯する第七將の馮武に送られた牒の断片である。内容は、「孟黒錄」が言うように金湯城の糧食をめぐる裁判案件に関わるが、詳細は後の訳注稿を参照していただきたい。ところで「孟黒錄」は、金湯城の裁判文書を三一六・一六（1）～（16）として一括し、「叙録」はそれらを「宣和七年一〇月廿二日牒」としている。しかし、それ以外にもこの案件の関連文書は多く、先に四一葉以上と指摘したが、その中からまずこの五葉を取り上げた理由は、文書の発信者と宛名人が明確であり、かつ牒が発信されるに到る経緯、すなわち極めて断片的な内容のため裁判全体の流れの中でこの部分がどこに位置するのか分からぬながらも、辺境の軍事拠点で審理がどのように進められたのか、その経過

の一部を具体的に明かにしたる情報をもつてゐるからである。なお 25 号訳注稿では「孟黒錄」の二十六(一)(2)(3)、二十七(1)(2)の分類に従い文書番号 11、46、17、57、41 の順で訳訳した順序に従う。次の 26 号では、なんぞく時間の推移に従うといふを用意し、叙述の「宣和七年八月杜肇李成申第七將狀」と題する 71 (〔孟黒錄〕二十六一一)、「宣和七年十月廿一日牒一頁」の 35、29、59、31、106、78、89、67 (〔孟黒錄〕二十六一六の(4)(5)(7)(8)(9)(10)(11)(12))、「宣和七年十一月杜肇李成申第七將狀」の 24、77、76 (〔孟黒錄〕二十六一八(1)(2)、二〇)、「某城使將申延安府牒附牒」「某城使將申延安府牒附牒」の 45、15 (〔孟黒錄〕二十六一九(1)(2))、「宣和七年十一月杜肇李成申第七將狀」の 83、27 (〔孟黒錄〕二十六一九(1)(2)) 及び「關於苗知城(苗武節)貪汚白米一案結論」の 48 (〔孟黒錄〕二十六一四)の順で十八葉を載録した。

このように、二〇九葉は第七將關係の裁判案件の恐らく一件書類を含んでゐる。また他の文書の存在を勘案すれば、この「西北邊境軍政文書」の原所在地は延州府であった可能性が高くなり、これを占領した西夏軍が役所の架閣庫から押収、持ち帰って印刷用紙に利用したという推測がなりたつ。しかし、これは簡単ではない。「西北邊境軍政文書」の最後の年号は、先述したよつて朱文で第七將の書き込みがある<sup>85</sup>の阜昌二年八月十五日である。一方、「孟黒錄」は朱文第七將の書き込み、鄜延路副都總管機密文字の黒印のあぬ六一(98)について、「建炎の下の年月日は紙が貼られ朱文方印が捺されてゐるが、五年正月一(十一)日と書かれていふ」と述べる。建炎は四年まで翌年は紹興元年であるから、当初は改元の情報が鄜延路まで伝わらなかつたのであらう。とすれば紹興元年(1131 阜昌二年)の正月から八月の間に、鄜延路は宋を離れ斉に帰したといつてよいことだ。

史料からの窺える、陝西をめぐる宋金戦の推移もこれ裏付け。南進を図る金では、先に陝西を攻撃し西夏を弱体化してから宋への全面攻撃を開始すぐそりと主張する西路軍と、対宋戦争を最優先する東路軍の間で意見の相違があつたが、結局、折衷案が採用され両面作戦が遂行された。その間、西夏が西遼の耶律大石と結ぶ気配をみせたので、金は陝西五路の確保に踏み切り、天会六年(1128 建炎二年)十一月には延州府を攻め、その攻防のなかで宋の通判魏彥明は命を落とした。翌建炎三年五月、南宋は張浚を宣撫处置使に任命、四川・陝西での反撃に転じた。史書は建炎四年(天会八年)正月の陝州をめぐる激戦と宋の守将李彥仙の奮戦およびその後を語るが、七月には環慶路経略安撫使趙哲が鄜延諸郡を奪回したと記す。延州府は再び宋の手に帰したのである。しかしこれは張浚の歴史的な敗北に終わり、天会九年(紹

興元年）正月、陝西全土はほぼ金軍占領下に入った。十月になると金軍は四川侵攻を試みたが、今度は和尚原で宋将陝西都統制吳玠に大敗し、以後戦線は陝西・四川交界地帯に展開する。そうしたなか十一月に陝西は劉豫の斉国に編入されたのである。（何俊哲・張達昌・于國石『金朝史』中国社会科学出版社 1992）

以上の延州府をとりまく大まかな情勢の推移は、文書に記された年号と大きく矛盾するところはない。むしろ金軍の攻勢にもかかわらず、紹興元年正月までは第七将の将兵らが宋軍として戦い続けていたことを示している。しかしながら阜昌二年八月十五日の文書は、十一月に陝西一体が劉豫に帰属する前に、延州府が先に斉に編入されていたことを物語り、以上の経過からは西夏軍と延州府との接点を見出すことはできない。無論、大勢はそうであっても細かな個々のでき」とは不明であり、文書を西夏軍が押収した事実はないとは言い切れないが、今のところその具体的な経緯は後考を待つというほかない。ただ一つ付け加えたいことは、鄜延路兵馬都監兼第六将李世輔のことである。建炎二年、十七歳で軍に投じた世輔は戦功により第六将に任じられ、しばしば金の攻撃を防いだが、延安が金に陥されたとき父とともに金軍に編入された。父子は長年帰宋の機会を窺い、紹興八年、知同州となつた世輔の許に金の元帥撒里曷（撒离喝）が来るに及び、捉えて宋に帰順する計画を立てた。しかし計画は失敗し、父を始め一族二百人を延安で殺された世輔は西夏に亡命、国王乾順に復讐の軍を乞う。翌九年、西夏に認められた世輔は鄜延路等経略安撫使となり、文臣王枢、武臣暭訛が招撫使として同道し延安に向かつた。ところが第一次宋金和議で陝西は宋に返還され、既に宋領となつていた延安の攻撃は中止、一族を害した者たちを討伐した後、三千の兵とともに宋の宣撫使呉玠に降つた。その際、帰宋を拒否した王枢を捉えたが、暭訛と五万とも十万とも称する率いてきた西夏軍とは激戦を展開、多くを擊破したという。残余の西夏軍の消息は不明。恐らく西夏に帰還したであろう。李世輔は、高宗から顯忠の名を賜り、以降、宋の勇将として対金戦に活躍する。『名臣碑伝琬琰集』下二四 『三朝北盟会編』炎興下帙八三、九五、九七 『宋史』三六七、四八六 『西夏書事』三五ほか）この事件は、延安府と西夏軍との最初で最後の大規模な接触であった。しかし今のところ、この経緯と西北軍政文書の関係について何らかの知見があるわけではない。

『俄藏黑水城文献』漢文部分六巻が公刊されてから、筆者の大学院演習では「孟黒録」の一六にあたる裁判案件全一六葉、続いて対象を四一葉全体に広げ、それらをテキストとして通読してきた。文書の多くはかなり崩された行書ないし草書で書かれ移録は容易ではない。その上『文海寶韻』の印刷された西夏文字が裏に滲み出して文書の文字に重なり、判読は一層困難である。「叙錄」の釈読がなければ、われわれだけでの

読解の試みは不可能に近かつたであろう。しかし「叙録」の釈読にも疑問の箇所なしともしない。さらに歴史学徒であれば、一次史料たる古文書の出現は、内容はさておき出現それだけで十分興味を惹かれるものである。とくにほかの時代と比べ、新出資料が殆ど無きに均しい宋代であれば、北宋の年号がある文書と聞いただけで飛びつきたくなろう。そこで敢えて無謀を省みず、公開された西北文書から何が分かるのかを探るために、またささやまな「批正」をいたぐために今回の訳稿を試みた。文書が断片に過ぎ、加えて写真と「叙録」からだけの検討であり、今回の訳注がどこまで正確であるか、正直自信がない。皆様の是非とともにご教示をお願いする次第である。演習は、分担者が毎回担当文書の訳注稿を提出し、参加者全員で検討する形で進めた。文書全般の整理については蛭田展充君の努力によるところが大きい。担当者は、高井康典行、蛭田展充、飯山知保、深澤貴行、小林隆道、樋口能成、滝川正博の諸君である。ただし筆者が最後に全体の調整をしたので、訳注の最終責任は近藤にある。

## 二 裁判関係文書が提起する課題

訳注稿の前に、もう少し本文書の背景と本研究の目的について触れておく。

金湯城で起つた軍糧支払い不正事件をめぐる裁判関係文書四一葉は、いざれも断片的でこれらから事件の全体像と裁判経過を復元することは困難である。またそれら文書の時間的先後を確定する作業も難しい。しかし例えば、一通の単独文書として一葉でほぼ完結した貴重な例となる71は、図録写真ではつきりしないが、解説によると文書の首尾に朱文の騎縫印が捺されているという。また、ここに扱つてある裁判関係文書には含まれない10の朱文騎縫印の印文には、「鄜延路」等の字がみえるという。ほかにも騎縫印が認められる文書は多くあり、そのことは、これら文書が本来連粘された状態にあつたことを示している。前節で述べた、裁判関係文書は一件書類として連粘され延安府に保管されていた、と推測する理由の一つはここにある。

行政上、金湯城は保安軍に属する城寨の一つである。ここでの事件が、鄜延路經略使の治所である延安府の獄で審理され、およびその一件書類が延安府に保管されていたことは、北宋末期におけるこの地域の行政・軍政の仕組み、すなわち「縁辺」と規定された国境紛争地帯の地域統治システムについて何を物語るのであろうか。文書から事件と裁判の全体像の復元が難しいのであれば、考察の枠組みを少し拡げ、北宋の河北・河東・陝西五路と連なる縁辺地帯の、その一つである鄜延路の行政・軍政上の特色を考察する材料としてこの西北軍政文書を扱うことも、本研究の重要な観点の一つになるかと思われる。

### ① 現地踏査

文書中のいくつかの語彙は、「縁辺」としてのこの地域一帯の統治システムを考える手掛かりとなる。例えば、45と78にあらわれた万全寨は、金湯城管下の烽火台8箇所の弓箭手に支給する宣和七年四月から八月の糧食不足分の調達先であるが、『宋史』地理志三 永興軍路保安軍の順寧寨の注には、「東至平戎砦七十里、西至金湯城九十里、南至保安軍四十里、北至萬全寨四十里」とあるから、距離数だけからいえば、金湯城は、より近い六十里の徳靖寨、九十里の順寧寨ではなく、百三十里も離れほど西夏の勢力下にある万全寨から補充したことになる（西夏地形図参照）。これは甚だ不合理な措置で、たまたま徳靖寨、順寧寨に穀物の余剰がなかつただけとも理解できるが、むしろこの地域一帯に置かれた城砦への軍糧支給を統括するセンターがあり、帳簿上の処理として万全寨分が流用され、実際の穀物が万全寨から金湯城に運ばれたのではないとしたほうが理解しやすい。

また『宋史』地理志三には、延安府、鄜州、坊州、保安軍、綏德軍管下に設置された多数の城砦名の記載があり、縁辺では、州県制より州寨制ともいうべき統治組織を機能させ、地域全体の実効支配を目指していたように思われる。例えば『宋会要』方域寨19-11 元祐元年二月二十一日には「詔す、諸將兵、鎮寨に在りて將官の駐劄するに非ざるは、監鎮寨主、知縣の法に依り同に公事を管す。著して法と爲せ。」とあり、鎮寨に駐屯する指揮官あるいはその代理である鎮寨主は知縣と同等であり、制度上は原則として県に属す鎮寨であるが、城寨の数が圧倒的に多い陝西では実質上州寨制が行われたと考えられる。

さらに文書が示すような問題が金湯城だけに起つた特別の事態とは考えられず、こうした案件の処理はむしろ日常的とするのが自然であろう。

いざれにしても現地を実見することは、北宋後半の縁辺の統治システムを理解した上で文書を読解するために不可欠と判断し、本研究期間の最後に延安地域への調査旅行を行つた。以下、その概要を記す。なお今回の調査には研究協力者として早稲田大学大学院博士課程（学術振興会特別研究員 DC）の飯山知保、小林隆道の両君が参加し、とくに中国社会科学院歴史研究所研究生として北京に滞在中の飯山君には、関係機関、諸先生との連絡・折衝に奔走してもらつた。無事調査が終わり予想以上の収穫が得られたことは、一重に両君の協力のお蔭である。

現地調査期間は二〇〇五年三月十二日から十七日の五日間、その前に北京大学鄧小南教授との最終打ち合わせを行い、また同大環境学院歴史地理研究所博士研究生の程龍氏を紹介していただいた。程氏からは、宋代城寨調査を行つた最近の氏の経験をふまえた幾つかの有益な助言をいただいた。ただ氏は金湯城の調査はしていないとのことであった。鄧教授には今回の調査の計画を立てる段階から相談に乗つていただき、西北大学の陳峰教授に連絡が行き、陳教授から延安大学の張小兵副教授が紹介され、現地での案内を手配していただけることになつていて。

延安大学に到着すると、歴史文化研究所長高長天教授が我々に同行するため西安出張を一日早めて帰られ待つておられた。日本での準備で一番頼りにした文献は、『中国文物地図集 陝西分冊』の地図と遺跡の解説であり、それをみる限り多くの宋代城寨は既に調査がなされているようであるが、実際に読むことのできた発掘報告は、陳峰教授が強く参観を勧めてくれた安塞城跡城遺跡の一〇〇五年一月八日「中国文物報」（中國文物信息網から検索・王瑞来氏 HP から閲覧）に掲載された記事のみで、それ以外は未見である。高教授が、受業生であり現在は北京大学考古系に在籍する院生に相談して作成された見学地の選定と日程も、基本的にはこの文物地図集に基づくものと思われた。しかしその行程は、実際に効率的に作成され、実質一泊二日で十八箇所の城寨遺跡を見学できたことは当初の予想をはるかに超える数であった。日程順に参観した遺跡を示す（括弧内は現在の地名）と、

二〇〇五年三月十三日（日）

安塞県

午前：○万安寨故城（安塞県西河口郷宋家沟村）

志丹県

午後：○金鼎堡址（明清期）（金鼎鎮金鼎村）

○金湯城址（金鼎鎮金湯村）

○徳靖寨故城（旦八鎮城台村）

二〇〇五年三月十四日（月）

午前：○榜柵寨故城（志丹縣保安鎮）

○伝元豊西夏保安軍城（西夏龍州、宋の石堡砦）（順寧鎮保娃沟門山上）

○順寧寨故城（順寧鎮順寧村）

○永寧寨址（永寧鎮王家沟岔村）

○保安軍故城（保安鎮）

午後：○聞城山寨址（杏河鎮李家咀子村）

○平戎寨故城（張渠鄉城台村）

### 安塞県

○招安寨故城（招安鎮招安村）

二〇〇五年三月十五日（火）

午前：○龍安寨故城（譚家營鄉龍安村）

○平羌寨故城（坪橋鎮坪橋村）

○城茆城址（宋史地理志の安塞堡）（化子坪鎮城茆村）

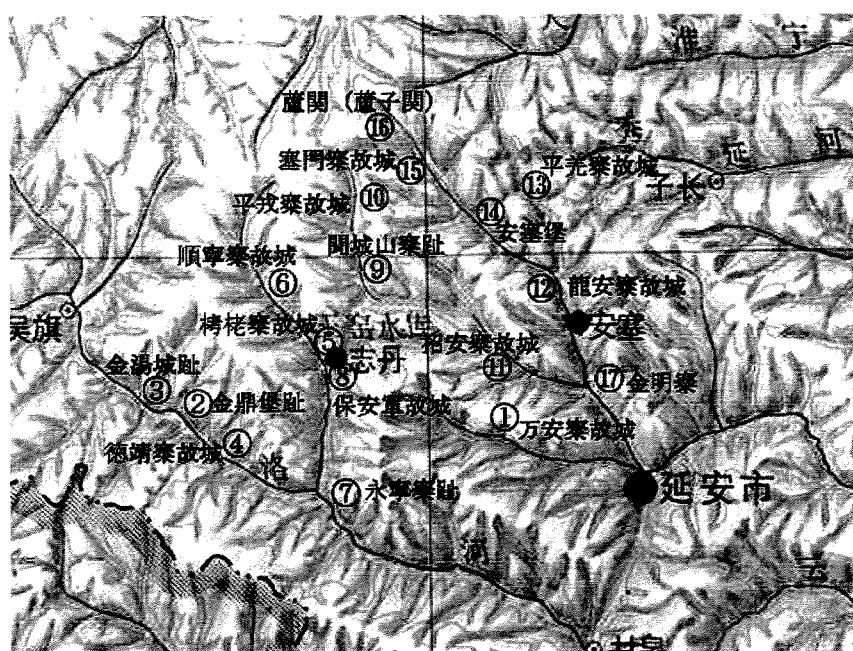
午後：○塞門寨故城（鎌刀灣鄉塞木城村）

○蘆子關（唐代遺跡 宋の蘆關）（鎌刀灣鄉內）

○安塞堡故城（明清の安塞縣跡、宋史、長編の金明寨）（沿河灣鎮碟子沟村）

である。

地図上に示すと以下のようになる。



なお各城寨の写真は、文末に一括して掲載した。

近年、志丹県、安塞県は石油の採掘が盛んで、到る所に小規模な油井が掘られ原油を汲み上げている。しかも油井は山間部それも高地に多く、

- |         |           |
|---------|-----------|
| ① 万安寨故城 | ⑩ 平戎寨故城   |
| ② 金鼎堡趾  | ⑪ 招安寨故城   |
| ③ 金湯城趾  | ⑫ 龍安寨故城   |
| ④ 德靖寨故城 | ⑬ 平羌寨故城   |
| ⑤ 楞栳寨故城 | ⑭ 安塞堡     |
| ⑥ 順寧寨故城 | ⑮ 塞門寨故城   |
| ⑦ 永寧寨趾  | ⑯ 蘆門（蘆子關） |
| ⑧ 保安軍故城 | ⑰ 金明寨     |
| ⑨ 聞城山寨趾 |           |

原油を運ぶタンクローリーのためにであろうか山間僻地でも殆どの主要道路は舗装されており、このことも短日時で十八箇所の城塞址の見学が可能になつた要因である。事実、未舗装である金鼎鎮から金湯城までは粉塵のような黄土が道路に堆積し、車は低速での進行を余儀なくされ、それでも立ち往生する場合があつた。今回は、現地を実見することが主要目的であり、実際の調査活動を行つたわけではない。しかしこれだけまとまつた城塞址を立て続けに見学すると、城塞を連ねることで成り立つてゐた北宋時代の縁辺の地域イメージがいやでも喚起される。

『文物地図集』は、金湯城について「金湯故城」と「金湯城址」の二箇所を挙げている。それぞれ「金鼎郷金湯村東五〇m・北宋・県文物保護単位。城址平面はほぼ長方形で、東西約七〇〇m、南北約五〇〇m。城壁は版築、残存の高さ一～五m。浅緑・黄緑・灰緑釉の貫入磁器片が出土。器形から碗などと推定される。『宋史神宗本紀』によると、宋の神宗のときにこの地に金湯城を築いた。(同文は文博一九九七、〇三期 重要古城址にもみえる)」「金鼎郷金湯村北二〇〇m。宋代。上下二層の台地上に築かれる。城址の平面は平行四辺形の形で南北約五〇〇m、東西約四五〇m。城壁は版築、残部の高さ一～二m、基部は五～四・五メートル。城の東西約一〇〇mにそれぞれ一基の烽火台がある。」と解説している。

「宋史神宗本紀」に金湯城を築くという記事はない。後述のように、金湯城が築かれたのは哲宗の元符二年五月のことであり、神宗本紀には、元豊年間の鄜延路経略安撫使沈括、同副使神諤らの西夏攻略に関連して、五年三月壬申「鄜延路副總管曲珍、夏人を金湯に敗る」との記述があるのみである。ただ城塞そのものは既に宋初から存在しており、宋と西夏は争奪を繰り返していたが、この時期を境にこの地域一帯は北宋末まで宋の支配下に入った。『文物地図集』の故城と城址が元符二年の金湯城とそれ以前の城塞に対応する遺跡なのか否かは分からぬ。あるいは元符の金湯城は、それまでの城塞を含む形で築造されたが、現在は二つの別の遺跡としてみえてゐるだけという可能性もある。いずれにしろ我々は、金鼎鎮から合流した鎮職員の案内によつて日も傾く頃、漸く後者の城址に到着した。

陝北地帯は、黄土高原が河川によつて深く侵食され、集落や交通路は渓谷に沿つてその底部に展開する。金湯城は西北から東南に流れる洛河北岸に位置している。城壁址は村落北側の山頂から南北方向に斜面を降り洛河まで、東西は山頂の峰沿いに走つてゐる。一見しただけでは自然の山並みか人工物か判然としないが、高教授の説明を受けて眺めると、確かに遺構とおぼしき形状が点在してゐる。また烽火台跡は、はつきりと確認できた。烽火台は対岸の山頂にもみえ、実は行程中、どの時代のものかを別にすれば、山の尾根沿いの到るところである。日

じ確認でました。烽火台は対岸の山頂にものみれ、実は行程中、この時代のものかを別にすれば、山の尾根沿いの到るところでも見るところである。日暮れを気にしつつ、我々が遺構全体を確認していると住民が集まりだし、上に石碑があるという。案内されて斜面を登ると、階段状に切り拓かれた畠の崖の部分にいくつかの横穴があり、農民は墓の跡だといい、そこに一基の墓石があつた。石碑とは、この墓石のこと。中央に「亡父魯澤墓」と彫ってあり、左右は「建炎元年十一月二十八日男曾立石」と読める（写真参照）。前節で述べたように、宋の金湯城が金（齊）の手に落ちた時期は、南宋の紹興元年と推定されるので、建炎元年と記された墓石がここにあってもおかしくはない。一見したのみで真贋の判定はできないが、後世この墓石をわざわざ贋作する意味はあまりないであろうから或いは南宋初めのものであろうか。農民は、さらに上の畠に遺跡があるという。行ってみると文様が施された石の台座か礎石の破片が、畠の片隅に置かれていた（写真参照）。これも仔細に検討すればいつの時代の何であるか分かりそうであるが、今回は写真のみで満足するしかなかつた。

城壁が尾根伝いに走り、その両端から斜面を下り河まで伸びて城寨が築かれるという形状は、この後に見学したほとんど全てに共通している。人々は城壁に囲まれた山腹斜面に居住したのである。この地域は、要所々々にこうした城寨が置かれ、とくに河川が合流する地点には必ず設置されたといつてよく、それら城寨を連ねることで一帯の統治が可能となつたのである。

## ②北宋文献に表れた金湯城

現在の延安市安塞県・志丹県は、北宋と西夏が争奪を繰り返した地域の一部にあたる。西夏地形図右下の普寧軍西の龍泉寨、綏德城から慶州大順城までの一群の城寨がその争奪の対象となつた地域全体であり、各城寨の実際の位置はそれぞれ南北方向にかなり異なるが、一帯が南北に幅をもち東西に広がるベルト地帯と考えれば、地形図の表示はむしろ的確であろう。両県はそれらの西側半分を占めている。この地域の地政学的特質を理解するためには、神宗が起こした靈州・永樂の役に際しての宋・西夏両軍の動きを追うと分かりやすい。西夏で幼帝が幽閉されたことを好機とし、攻勢に転ずる決意した神宗は元豐四年六月に靈州出兵を決意、このときの中心人物は鄜延路經略安撫使沈括、同副武人の种諤であつた。鄜延・環慶・涇原三方から兵を進めたが、結果として靈州攻めは失敗、翌年再度の出兵を誇り、八月には永樂（永興軍東北端、無定河沿い）に築城して横山一帯の安定支配を目論んだ。その際、諫める副宰相王安禮に「宦官ですら準備に精を出しているのに、卿らはやる気がない」と怒った神宗は築城を敢行したが、永樂城は陥落、戰鬪は大敗、将校の死者数百人、士卒役夫二十余万人を失うに至つた。これを含め、即

位以来の対西夏戦では、官軍・熟羌・義堡の死者六十万人を数え、神宗は縁辺の武将らの言に従つたことを悔いたといわれる（『宋史紀事本末』四〇）。

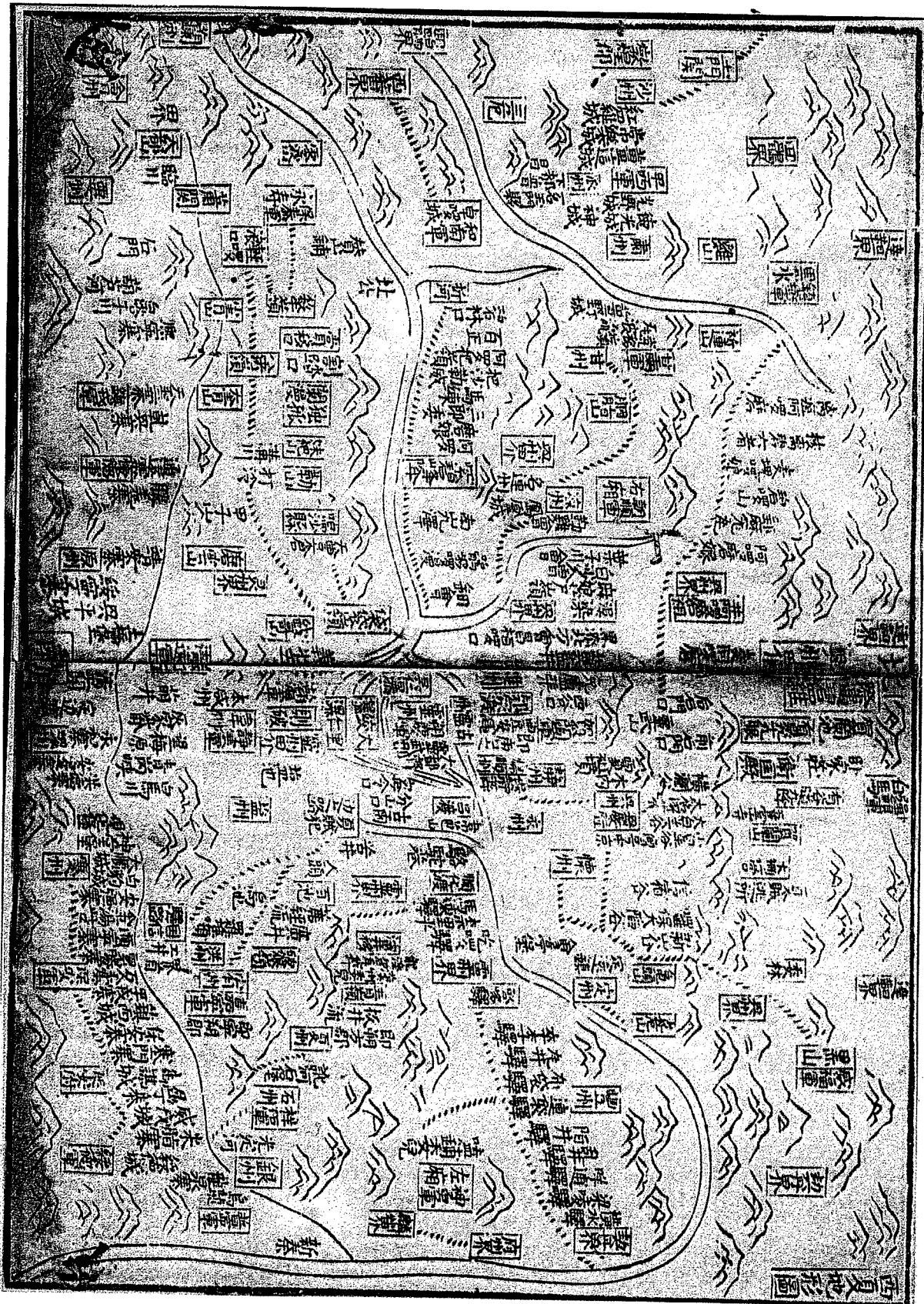
その靈州の役に際し、涇原路方面の総指揮をとる経略總管司公事となつた宦官王中正は、兵六万、役夫六万余人を率いて麟州を出発、征西した。しかし殆ど鄜延路方面軍种謗の進軍路を追う形となり、さらに役夫の逃散・補給の失敗から戦果を挙げられぬまま糧食がつき、飢餓に苦しみつつ西夏軍の去つた宥州を襲い、残留していた城中の住民百余家を虐殺してその牛馬を奪い食糧としたが、結局、保安軍順寧寨周辺の諸寨に逃げ込んだ。この宥州・順寧寨・保安軍のルートは西夏と北宋をつなぐ主要路であり、西夏地形図に国信駅路と記載されているように、今回の戦役でも神宗は鄜延路經略使に保安軍から宥州に国書を送ることを命じ、経過報告は順寧寨の申として伝えられている。沈括らは、河東に接する米脂・浮圖・葭蘆・義合・吳堡の諸寨および銀州一帯を東路として綏德軍管下に置き、塞門寨以北の石堡・背水・油平・羅幃・鹽池一帯を中路として宥州に属させ、金湯・長城嶺・徳靖・順寧寨一帯を西路として保安軍管下に置く戦後構想を立てていた。これは実現しなかつたが、靈州・永樂の役以後、北宋・西夏の接壤地帯は、米脂寨・塞門寨・順寧寨のラインまで北上したことが確認できる。それ以前も、その後も西夏軍は塞門寨から安塞堡、さらには延安目前の金明寨まで、あるいは宥州から出て順寧寨まで、西では洛河沿いに金湯城・徳靖寨に侵攻してくることがあり、とくに金湯城・徳靖寨が抜かれるごとに延安の南、鄜州の北が攻略されることになり宋にとっては一大事となる。それ故、金湯城の築城は必然であった。こうして長編五〇七元符二年三月甲寅に

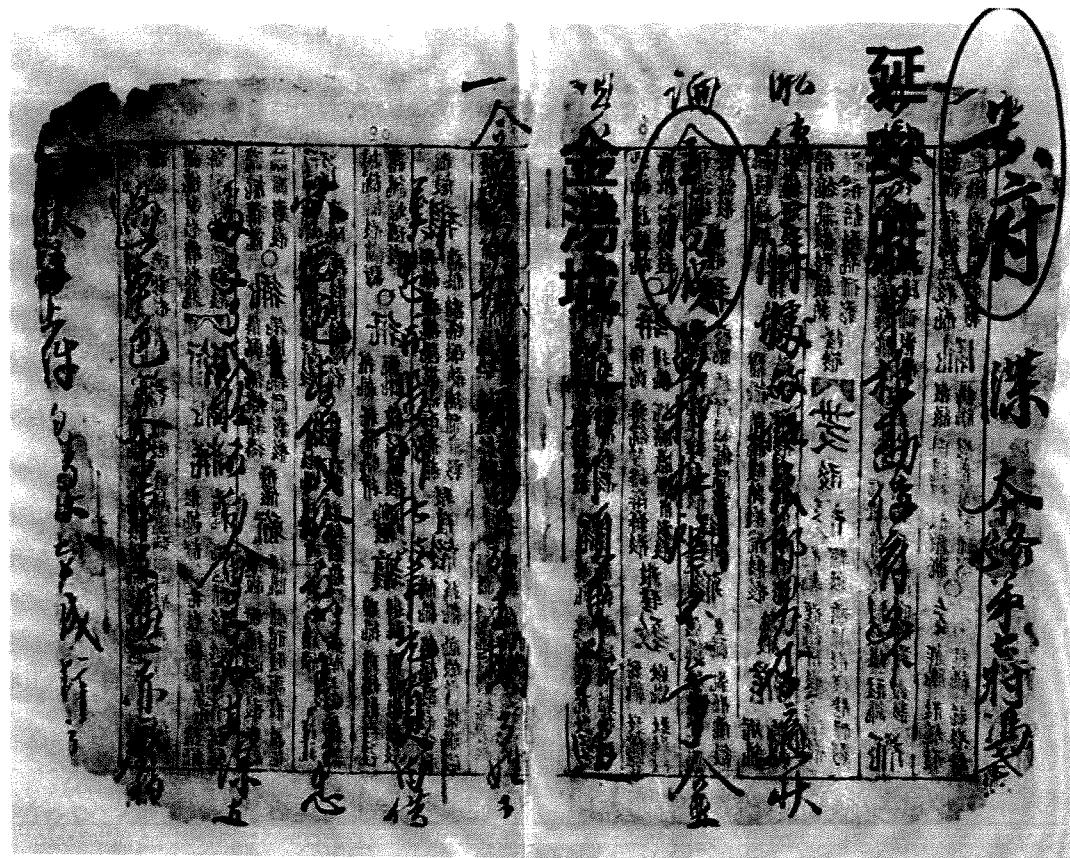
樞密院言う「鄜延路經略安撫使呂惠卿言う、徳靖寨西南の旧金湯寨、地形陥固にして三面各おの天澗・洛河・川水泉あり。以つて守禦の城寨を修充し環慶路と聲勢相接すべし。（以下略）」

とあるように、呂惠卿の提言に従い修築がなされた。同五月戊申には「鄜延、進築の金湯寨、工畢るを奏す。銀合茶藥を賜う」とあり、同庚戌「詔し、鄜延路金湯新寨に、名を金湯城と賜う」として、ここに黒水城宋西北軍政文書の舞台となる金湯城が出現した。要するに我々は、今回の調査旅行で、北宋神宗期以降の宋・西夏抗争のなかで延安府、保安軍に築かれた諸寨を訪れたのである。

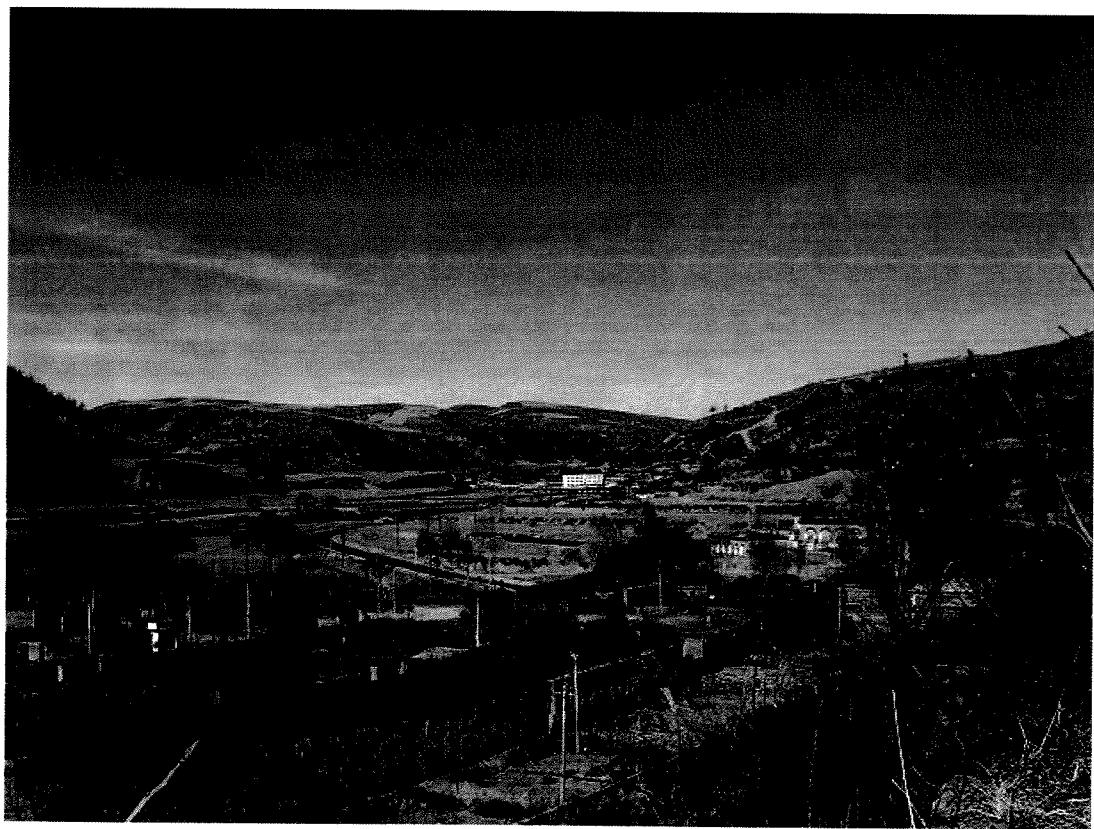
宋が、この地域一帯を確保するために最も心を碎いた政策の一つは、熟戸と呼ばれる宋側に帰順した羌族の蕃官・弓箭手の確保であろう。その待遇や報奨への記事は史書にたびたび出る。裁判案件文書にも、この事件に関連して蕃官や弓箭手が登場する。些細な事件にみえる軍糧不正案件にこれだけの手間隙をかける背景には、こうした熟戸問題があるのかも知れない。

西夏地形図（明万曆版范文正公集附図）『中国古代地図集 戰國・元』所収 文物出版社一九九〇）





『俄藏黑水城文献』宋西北边境军政文书裁判案件



万安寨故城



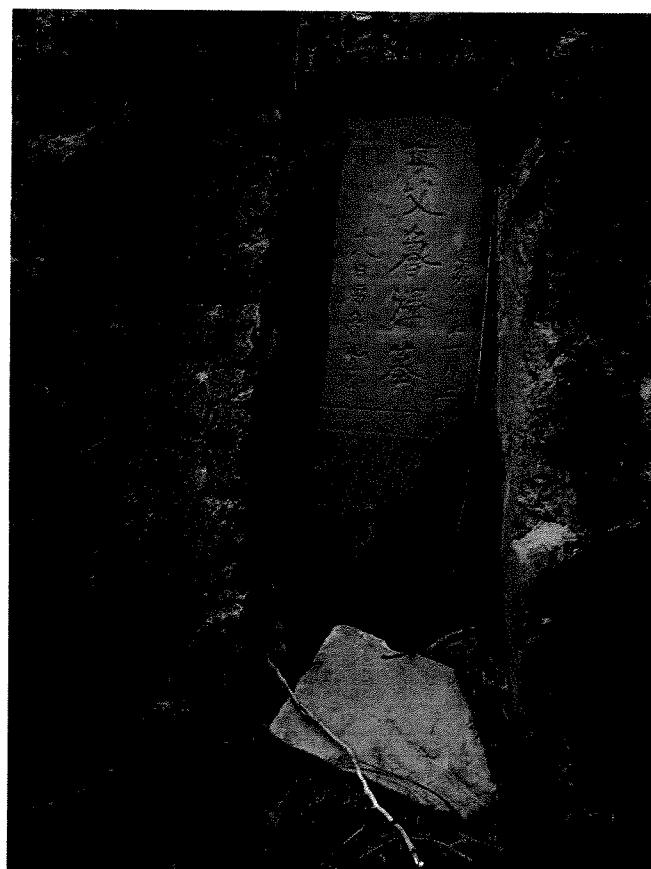
金鼎堡趾



金湯城趾



金湯城趾



金湯城趾



金湯城趾



德靖寨故城

凡例

一 原文書は、每葉縦約29・5cm×横約37・5cm。原所蔵番号はT—Φ14、15。文字の配列は原文書に倣う。

二 文中の記号はそれぞれ以下のようにある。—は空格。□は、文書の截断による文字の欠落。？は判読不能の文字。〔 〕は断片であるが特定可能な文字。×は、特定は難しいが他箇所から推測できる文字。

三 移録は正字を原則としたが、ワープロの制約で適宜通行文字を使用している。原文の異体字、俗字も適宜正字ないし通行文字に直した。  
四 以下『史滴』25号、26号に掲載した順で採録するが、部分的に修訂した箇所もある。

本文

- 〔延〕安府牒本路第七將馮武。  
□右獄節狀申。推勘使府送下  
「經」略使衙牒。據故從義郎男李適狀。  
論金湯城監押杜肇不公事。合要  
須照勘？勾追押下。須專行遣。  
一、合要本城過曆曹司王期、百姓「王」  
漢忠、並監押杜肇、元買自借  
狀龜色壹伯貳拾石、內王漢忠  
處支了貳拾石白會子、及其餘支

⑨

⑩ ⑪

處支了貳拾石白會子、及其餘支

過本色並糴本、支憑赤曆「押」

「状」？上件「自借状、本城街市」

### 【校勘】

- ① 「□右獄」を、50 ②は「據左獄」とする。【書き下し】ではこの知見にもとづき、□に「據」字をおぎなつた。  
⑪ 「[状]？」上件「自借状、本城街市」を、孟黒錄三一六・二七（二）は「状府「自借状本城行（？）？」と釈す。

### 【解説】

以下の 46、17、57、41 と同一人の手になる。

文書の上端・下端ともに損壊しているが、左端にいたるまで、行書体で十一行にわたる。楷書体で大書された標題部分の最初の一字は判読不能であるが、下に続く「安府」という字配りからみて、「延」字であると考えるべきである。左上には黒色の印影が、そして人名の右側には赤色の縦線がそれぞれみとめられる。

なお、本文書の冒頭部分では、故從義郎男李適が経略使衙門に状を送り、それをうけた経略使衙門が右獄に牒を送り、右獄が延安府に節状を送り、延安府が本路第七将馮武に牒を送るという案件処理の流れが入れ子状に記されている。

### 【訓読】

「延」安府、本路第七將〔二〕馮武に牒〔二〕す。

據けたる右獄〔三〕の節状〔四〕の申。推勘せる使府〔五〕送下〔六〕せし《經》略使〔七〕衙の牒。據けたる故從義郎〔八〕の男李適の状。金湯城監押〔九〕杜肇の不公を論ずるの事。合要〔十〕して照勘を〔須〕ちて勾追〔十一〕押下〔十二〕せられんことを、と。須く

専らに行遣 [十三] すべし。

一、本城の過暦 [十四] せる曹司 [十五] 王期、百姓[王]漢忠、並びに監押杜肇、元と自借状 [十六] 龜色 [十七] 売伯貳拾石を賣い、内ち王漢忠の處にて貳拾石の白會子 [十八] を支しアわり、及び其の餘は本色 [十九] 並びに糴本 [二十] を支過し、支憑 [一一]・赤暦 [一一二] もて「押」「状」?上件「自借状、本城街市」…を合要し、

#### 【試訳】

延安府が本路第七將の馮武に牒を送る。受領した右獄の節状の申。

審問して使府が下した經略使の役所の牒。

受領した故從義郎の息子李適の状。

金湯城の監押杜肇の不正を論じること。仔細に取り調べた上で審査を待ち、逮捕・護送して、とくに処理すべきである。

一、本城（金湯城）のすでに任期が過ぎた曹司である王期、百姓[王]漢忠、ならびに監押杜肇の、以前に自借状の龜色一二〇石を買ひ、そのうち王漢忠の所で一二〇石の白會子を支払い、その余りは本色と糴本を支払つて、支憑・赤暦で「押」「状」?上件「自借状、本城街市」…を取り調べ、…

#### 【語釈】

[二] 第七將 「將」とは、熙寧七年（一〇七二）から將兵制が実施された際に設置された、数千から一万程度の兵力からなる部隊単位であり、地方の要地に駐屯して兵士の訓練や地域防衛を行う軍区として機能した。鄜延路には、元豐年間以降、この第七將を含めて九つの將が置かれていた。北宋後半の陝西における將兵制と將の活動については、金成奎『宋代の西北問題と異民族政策』（二〇〇〇年、汲古書院）二二四～二三四頁を参照。なお、李華瑞『宋夏關係史』（河北人民出版社、一九九八）一四三頁の表に駐軍一覧がある。左に転載する。

帥司路	駐屯地	駐屯將兵番号
鄜延路	延州	第一將
	綏德軍	第二將
	保安軍順寧寨	第三將
	綏德軍	第四將
	延州塞門寨	第五將
	延州	第六將
	延州(?)	第七將
	河中府	第八將
	鄜州	第九將

表では、第七將の所在地を「延州(?)」と記すが、本断片により、第七將の所在地は保安軍ないし金湯城であつたことが確認される。

(二) 牒 互いに統属関係にない官府・衙門の間で用いた文書。その形式については、『慶元條法事類』卷一六 文書門一 文書 牒を参考照。

(三) 右獄 州府の司理院の獄のひとつ。大州では左・右司理院が置かれることがあり、右獄は右司理院所管の獄を指す。

(四) 節略した申状。申状とは、下級衙門の官員が統属関係にある上級衙門に対して呈する文書。その形式については、『慶元條法事類』卷一六 文書門一 文書 節略を参照。

〔五〕使府 鄭延路の経略使府を指す。経略使については、註七を参照。

〔六〕送下 衛門が下級衛門に文書等を伝達すること。

〔七〕経略使 咸平五年（一〇〇二）に創設され、環慶・涇原兩路と永興軍の軍権を掌握した。後に陝西・河東・廣南などの路の軍政・民政を掌る長官へと変質してゆき、経略安撫使と呼ばれるようになつた。各路の帥府が存在する州府の知州・知府が兼任し、馬歩軍都總管も兼ねた。

〔八〕從義郎 小使臣の八階級に属す從八品の武階名。政和二年（一一一〇）九月に東頭供奉官から從義郎と改名された（『宋大詔令集』卷一六三「改武選官名詔」参照）。

〔九〕監押 監押は『宋会要輯稿』九〇職官四九一「監押」によると、州府軍監以下の軍事・行政単位に配置され、その管轄地域の駐屯・兵員・訓練・辺防などを監督した官員。正式名称は「兵馬監押」であり、その起源は唐代まで遡るとされる。ただし、『宋会要輯稿』九〇職官四九一六「監押」には、「（宣和）三年三月四日，中書舍人趙思誠言，祖宗朝，兵馬都監，監押，大州不過三員，小州止一員。今一州之中，至有六七人，藏事不修，僕人使臣，係與不像。依今來指揮減罷」という記述もあり、本文書が発給された徽宗朝に入つてからはその過剰な増員が問題となつていた。

〔十〕合要 本文書ではほとんどの場合、箇条書きの文頭にあらわれ、「照勘」などの語と対をなし、取り調べを命じる際の定型句と考えられる。

〔十一〕勾追 出頭させる」と。

〔十二〕押下 護送する」と。

〔十三〕行遣 案件などを処理すること。

〔十四〕過曆 不詳。ハラホト出土の「宋西北辺境軍政文書」では、この他に<sup>104</sup>の「[每人口食]／馬料壹碩貳斗、内得□／外作經過文曆、糜費／錢。於今年一月内、期過、「勘」／到蕃官並諸指揮請〈受〉／文曆、約有除指過曆□」という用例があり、詳細な意味は判然としないものの、文脈からみて「經過文曆」を短縮した用語であると推測される。あるいは、規定の任期を満了したこと

を意味するか。

〔十五〕曹司 州縣や城寨などで、一般的に会計事務などを担当した吏員。

〔十六〕自借状 不詳。

〔十七〕麁色 「粗色」「麁色」とも記される。後掲の「本色」と対をなす用語であり、租税の納入や俸給の支給に際して附属性的に支払われる穀物や物品・金銭を意味する。本牒の用例では、計量単位に石を使っていることからみて、おそらく穀物を指すと考えられる。穀物の場合、一般的に粟・大麦・蕎麦・豆などが麁色に分類された。

〔十八〕白會子 不詳。「白」には、「官印の無い」「非公式の」などの意味がある。本文書での用例もこれらと同類だとすれば、「白會子」とは、あるいはいまだ官印が押されていない、ないし具体的な倉庫名が未記名の寄倉會子を指すか。

〔十九〕本色 本来、「正当」「正式」といった意味を持ち、転じて租税の納入や俸給の支給の際に中心的に支払われる穀物や物品・金銭を意味する。穀物の場合、一般的に米や小麦を指すが、「宋西北邊境軍政文書」中の24には、「彥〈委〉／實於今年正月内，有將領潘大夫將到己俸〔交〕／旁一紙，計白米壹拾陸〔石〕，要請本色白米爲□」なる記述があり、おそらく本牒の本色も米か小麦であると考えられる。

〔二十〕糴本 民間から合意のもとに穀物を官に買い上げる和糴の費用。

〔一一〕支憑 不詳。

〔一二〕赤暦 上級衙門が下級衙門の会計などを監査する際に用いた文書。

## 【本文】

① 46

依、月日、數目、去處照〔勘〕。

② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫

一、合要部隊將寶從義、申保義、〈柳〉

祇應、陳承信、井忠訓供析、〈元〉

見李適於下知城李成耀

与轉搬保甲斛斗、因依、月

日、「色額、數目」照勘。

一、合要城司韋詵、并支知城李成、

賈韋詵守坐烽火人口食交

旁。文憑及轉運司、提刑司

收支見在斛斗文曆照勘。

一、合要知城李成用白狀於常平□

米「内借支」□

### 【校勘】

- ① 「依、月日、數目、去處」を、叙錄は「依月」日數目去處とするが、内容から並列とみる。
- ② - ③の「柳祇應」を、叙錄は「□祇應」を作る。57に「劉祇應」の名がみえるが、写真版では明らかに「柳」である。また29（孟黒録三一六一五）には「柳祇應」とあるので、孟黒録二六一一に従い「柳」を補う。
- ③ の「井忠訓」、叙錄は「井忠訓」を作る。写真から「井」ととる。
- ④ 「守坐烽火」の「坐」を、叙錄は「公」にとる。判読しがたい字であるが、15 ③に「守坐烽火」とあるのでそれに従う。

### 【解説】

首尾に騎縫印が二箇所捺されている。孟黒録二六二一は、「延安府印」字の朱印とする。下端は損壊し、⑩の五字目以降は判読できない。

### 【訓読】

依、月日、數目、去處もて照「勘」せよ。

- 一、部隊將〔一〕竇從義〔二〕、申保義〔三〕、〈柳〉祇應〔四〕、陳承信〔五〕、井忠訓〔六〕の供析を合要〔七〕せよ。〔元〕見せ  
る李適は、下知城李成に於いて、保甲〔八〕の斛斗を糶与〔九〕・轉搬す。因依〔十〕、月日、「色額、數目」もて照勘せよ。
- 一、城司韋詠、並びに知城李成に支せる韋詠守坐〔十一〕の烽火人〔十二〕の口食交旁〔十三〕を買うを合要し、文憑〔十四〕及び  
轉運司、提刑司の收支・現在の斛斗の文暦もて照勘せよ。
- 一、知城李成を合要し白狀〔十五〕を用いて常平□米「内」より「借支」

### 【試訳】

原因、月日、数量、場所を仔細に調査せよ。

- 一、部隊將である竇從義郎、申保義郎、〈柳〉下班祇應、陳承信郎、井忠訓郎の供析を取り調べよ。〈元〉確かに李適は金湯城城主李  
成のもとで保甲の穀物を売り出し搬送したという。原因、月日、「種類、数量」を仔細に調査せよ。
- 一、金湯城城司である韋詠と、韋詠の守備する烽台詰めの食糧支給券を買ったことを取り調べ、証明書および轉運司、提刑司の穀物  
収支台帳を仔細に調査せよ。
- 一、金湯城城主李成を取調べ、白狀を用いて常平□の米「から借り出し」

### 【語釈】

〔一〕 部隊將 「隊將」ともいう。王安石新法下に施行された将兵制の部隊編成における部隊長をいう。

- [二] 従義 従義郎の略称。従八品の武階名。小使臣八階に属す。政和二年、東頭供奉官より改名した。
- [三] 保義 保義郎の略称。正九品の武階名で小使臣八階に属す。政和二年、右班殿直より改名す。
- [四] 祇應 下班祇應の略称。未入流品最下等の武階名。政和二年、殿侍より改名した。
- [五] 承信 承信郎の略称。従九品の武階名で小使臣八階に属す。政和二年、三班借職より改名した。
- [六] 忠訓 忠訓郎の略称。正九品お武階名で小使臣八階に属す。政和二年、左侍禁より改名した。
- [七] 合要 文書11注十参照。二つのことを突合せて調べるというニュアンスがある。
- [八] 保甲 王安石新法期に施行された保甲法において組織された編民。文書50③・④に同様な記述があり、そこでは「保甲」の代わりに「人戸」とする。
- [九] 耘与 穀物を売り与えることか。
- [十] 因依 原因のこと。
- [十一] 守坐 守備するための施設、または守備すること。
- [十二] 烽火人 烽火は国境地帯に配備された警報施設。烽火台、烽台といふ。烽火人は、そこに配備された兵士で、弓箭手、蕃兵が配備された。金湯城では洛水沿いに東へ八つの烽台が置かれた。
- [十三] 交旁 紙と支払時に要する書類。請求者に手渡される鈔曆の類をさす。
- [十四] 文憑 官府が発給した証明書の類。
- [十五] 白状 姓名、品目、数量などの必要事項が空白である書類。

【本文】

〔首行殘〕

并見支斛斗文曆及其時  
見在錢帛文曆照勘。

一、合要元詞人李適照勘。其人見

在金湯城。

一、合要本城抄係元被承

經略使一衙、刻未近裏、轉「般斛」

斗、不得飛脚就羅罪賞

指揮。全文月日照勘。

〔牒〕，契勘前件公事係奉承

〔經〕略使一衙指揮、根勘不同常事。

〔當〕府已專差人齎「牒往彼」去訖。〈請〉

【校勘】

- ① 孟黑錄三一六一一七(三)は下方を「元初乞(?)」と釈す。しかし、文字の特定は難しく、(二)では叙録のように「首行殘」とだけ記し、何らかの文字が記されていたことを示すに止める。

- ② 一番上に位置する文字の下半分の部分のみしか確認できず、叙録では「□府」となっている。しかし、この行を含めた⑩⑪⑫と同じ書式が41の⑦⑧⑨に見え、そこでは□にあたる文字の上半分が確認でき、合わせて「當」であろうと推測できる。

### 【解説】

先の二つの文書（11、46）の続きであり、行書で一二行にわたっているが、第一行目は損壊していく残つておらず、また文書全体の上端・下端も損壊しており判読不能。

### 【訓読】

并びに見に支せる斛斗の文暦及び其の時見在せし錢帛の文暦もて照勘せよ。

一、元詞人〔二〕李適を合要し照勘せよ。其の人見に金湯城に在り。

一、本城の抄せる元被承せし經略使衙の「刻未だ近裏〔二〕にあらざれば、轉般斛斗の、飛脚〔三〕もて就糴〔四〕するを得ざるの罪賞」に係る指揮を合要し、全文月日もて照勘せよ。

〔牒〕す、契勘せる前件の公事は、「經」略使衙の指揮を奉承して根勘するに係り、常事と同じからず。〈當〉府已に専らに人を差し〔牒〕を齎らし「彼に往かしめ」去り訖る。〈請〉うらくは・・・

### 【試訳】

みな実際に支払った斛斗の文暦とその時に実際にあつた錢帛の文暦を引き合わせて子細に調査をせよ。

一、訴えを起した人である李適を取り調べ子細に調査せよ。その人は現在金湯城にいる。

一、本城の抜き書きした文書（「抄」）は、經略使衙から出されて以前に受けた、「緊急の事態が未だ国境付近に及んでいなければ、搬送する斛斗は商人による遠隔地交易で調達することを禁じる」の規定に関する指揮に係るが、それを調べ合わせ、（書き抜きの「抄」ではなく）全文月日を記して子細に取り調べよ。

牒す。調べ合わせると、前件の公事は以前受け取った經略使衙の指揮に係り、徹底的に追及は、（軍政に關するものであり）通常の民事の

次第と同じではない。経略使府はすでにその件に関して専門に処理する人を派遣し牒を持たせて、現場に行き公務を終了し戻つてきている。請うらぐは・・・

### 【語釈】

〔一〕元詞人 11では李適の状により金湯城監押杜肇の不正を論じており、また35・29・78においても「李適の元状」が出てきており、李適は一連の問題を告発した人物と考えられる。故に「詞」とは「訴訟」の意味と解釈でき、「元詞人」とは原告と解することができる。

〔二〕近裏 『長編』慶曆元年七月壬子に「又詔陝西都部署司、邊兵未經教閱者、權移近裏州軍、俟訓練精熟、乃遣戍邊。」とあり、国境付近の内側の地域を指す。

〔三〕飛脚 不詳。『雞肋集』卷六八「殿中侍御史趙君墓誌銘」に「・・・其六、陝西令戸運糧至延州保安軍、又不許飛脚齎貨就羅其地。

君言、陝號以西米斗錢五百至六百。此但輸直以五六穀價。臣聞、沿辺入粟甚耗中都錢、今解鹽以席計猶四百萬。請入粟皆償鹽、且稍潤之、則遠民紓中都。實事多施行。」とあり、商人による遠隔地交易のことと考えられる。和田清『明史食貨志譯註』(東洋文庫1962) P584では「飛派」の説明において「飛とは行鹽地方が鹽場より遠く離れていることを意味し」とあり、こゝでの「飛」も遠く離れているの意味を持つと思われる。

### 〔四〕就羅

『鶴林集』卷三七に「・・・救漕運之弊、莫若行廣羅之法。・・・此則其弊在官、而不在羅也。廣羅之法有三。其上就羅。其次招羅。其下椿羅。就羅者就於邊、而省漕運之煩。招羅者通於商、而免官買之弊。椿羅者儲於州縣、而有軍旅緩急之須、行之一月當有一月之効、行之一歲當有一歲之効・・・」とあり、漕運などに頼らず現地で米穀を買い上げ調達すること

か。

### 【本文】

① 「延」 安府牒本路第七將馮武。

□右獄節狀申、推勘使府送下

〈經〉 略使衙牒、據故從義郎男李適「狀」、

□論金湯城專典高仲等違法事、

□追會降下、須專行遣。

一、合要本城倉司劉言・馬彥・張澤、

專副高仲・康揮等五人正

身、并要隊將柳祇應供「折」、

本城不肯支身錢、請受及復

來見、專副高仲等盜般官

物、曾覆「府」官、不曾申解

② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪

### 【校勘】

② 「□右獄」 50②は「據左獄」とする。【書き下し】ではこの知見にもとづき、□に「據」字をおぎなつた。11②の校勘を参照。  
 ⑤ 「□追會降下」 叙録は「□追會除下」と釈す。写真版では「除」字は明らかに「降」と釈読できる。

(8) 「柳祇應」 叙錄は「劉祇應」、孟黒錄二一六二二七(一)は「柳祇應」と釈す。写真版では「柳」ととれる。孟黒錄に従う。④②-③を参照。

### 【解説】

断片の上端・下端とも損壊しているが、断片左端にいたるまで行書体で十一行にわたり、計一一五字が判読される。楷書体で大書された最初の一宇は判読不能であるが、第一条と同様に「延」字と考えられる。九行目の「不」字は別紙を貼り付けて字を改めている。人名の付近には朱色の記号がみとめられる。

### 【訓読】

「延」安府 本路第七將馮武に牒す。

據けたる右獄の節状の申、推勘せる使府送下せし(經)略使衛の牒。據けたる故從義郎の男李適の「状」。□論せる金湯城の專典(二)高仲らの違法の事。□追會(一)降下(三)せられんことを、と。須く専らに行遣すべし。

一、本城倉司(四)劉言、馬彥、張澤、專副(五)高仲、康揮ら五人の正身(六)を合要し、並びに隊將柳祇應の供「折」を要べ、本城は身錢(七)を支するを肯ぜず、請受(八)復た來見するに及ぶ、專副高仲らの盜般せる官物、曾て「府」官に覆す、曾て申解(九)……せず

### 【試訳】

延安府が本路第七將の馮武に牒を送る。右獄の節状の申に、使府が下してきた経略使の役所の牒にある故從義郎の息子李適が状を上して金湯城の專典高仲らの違法について□論じたことについて審問した結果、追加調査の命令を下していただきたい、とあつた。とくに処理すべきである。一、本城の倉司劉言・馬彥・張澤・專副高仲・康揮ら五人本人を仔細に取り調べ、あわせて隊將柳祇應の供述を調べ、本城が身錢を支給するのを拒否したか、支給を受けたのにまた來たのか、專副高仲らが盜みだしたのか官物について、これまでに府官に報告をしたのか、これまでに

報告しなかつたのか……について、

### 【語釈】

- 〔一〕 専典官物の出納・管理をつかさどる公吏である専知官と副知官の別称。
- 〔二〕 追會　追加の調査をおこなうこと。
- 〔三〕 降下　物や文書を下位のものにおくること。
- 〔四〕 倉司　提挙常平司の別称。本条の場合は常平司の官吏をさすと考えられる。<sup>46</sup>には倉司の馬彥が常平倉の点検を行つたことがみえる。
- 〔五〕 専副　専知官と副知官の総称。
- 〔六〕 正身　本人自身のこと。『統資治通鑑長編』卷四五〇 元祐五年十一月乙丑条に「門下後省言、重祿人因職事取受財物、及係公人於重祿人因本處事取受人財物、故放債收息及詐欺、不滿一百文徒一年、一百文加一等、一貫文流二千里、一貫文加一等。共受併贓論、徒罪皆配隣州、流罪五百里、十貫文配廣南。家人有犯、減正身罪二等坐之、正身知情依本法。……」とある。また、『慶元條法事類』卷三六 庫務門 倉庫受乞 廐庫勅に「諸欄頭、庫・稱・檢・揀・掏斗子、於本倉庫受贓、及盜詐官物、或用情給納虧官者、並勒停（擅將人入倉庫幹辨而犯者、正身雖不知情、亦准之。）」という用例がある。
- 〔七〕 身錢　宋代の史料では丁身錢の略称で用いられる場合が多いが、本文書の内容から判断すると、この場合は高仲らにたいする吏禄と考えるべきであろう。
- 〔八〕 請受　官吏や軍人の俸祿のうち本給に相当する部分のこと。『慶元條法事類』卷三七 庫務門一 勘給 名例勅に「諸稱請受者、謂衣糧料錢（厨料、醬菜錢、僕人衣糧、隨衣錢、馬草料、及不言糧、而止言米麥者同）、餘並爲添給。稱請給者、謂請受添給」とみえる。
- 〔九〕 申解　申報すること。

## 【本文】

①「一、合要本城」□□□□□□□□□

② 薛大、貼書許僧等三人照「勘」。

③ 一、合要本城專副高仲弟六哥

④ 照勘。

⑤ 一、合要專副高仲家姪子、蕃「落」

⑥ 兵士吳安妻照勘。

⑦ 〈牒〉契勘前件公事、係奉承

⑧ 〈經〉略使衙指揮、根勘不同常事。〔當〕

⑨「府」已專差人賚牒往彼去訖。請□

⑩ □不下司、密切勾追前項合要人

⑪ 〈劉〉言、馬彥、張澤、高仲、康揮、「大」

## 【校勘】

①「〔〕、合要本城…」 叙錄では「[首行残損]」とする。

⑦「〔牒〕」 叙錄では「右」とあるが、本条文⑦～⑨と同様の文である文書番号<sup>17</sup>⑩～⑫の⑩では、冒頭の文字が「牒」であることから、「牒」とする。

⑨「〔府〕」 叙錄では、「[田]」とするが、⑦「牒」と同様に文書番号<sup>17</sup>より補つた。

⑪「〔大〕」 叙錄では読まないが孟黒錄の叙錄より補つて「康揮、「大」」とする。

#### 【解説】

叙錄、孟黒錄は、ともに57の続頁とする。上下端が欠けており、楷行書体で一一行、一行は一三字である。左端には約5・5センチメートルの朱印があり、孟黒錄では「延安府印」とする。本断片の⑦から⑨にかけての文字と17の⑩から⑫の文字がほぼ相同する。

#### 【訓読】

〔一、本城〕 □□□□□薛大、貼書〔二〕 許僧ら二人を「合要」して照〔勘〕せよ。

一、本城〔二〕の專副高仲の弟六哥を合要して照勘せよ。

一、專副高仲の家の姪子〔三〕、蕃〔落〕兵士〔四〕吳安の妻を合要して照勘せよ。

〈牒〉す、契勘すらく、前件の公事は、奉承せる〈經〉略使衙の指揮に係り、根勘するに常事と同じからず。「當」「府」已に専ら人を差し牒を賚らし彼に往かしめ去き訖る。請うらくは□□司に下さず、密切〔五〕に、前項合要の人〈劉〉言、馬彥、張澤、高仲、康揮、「大」を勾追し、…

#### 【試訳】

一、本城の薛大、貼書許僧ら三人を仔細に取り調べて（その取調結果を）つき合わせて調査せよ。

一、本城の専副高仲の弟の六哥を仔細に取り調べて（その取調結果を）突き合わせて調査せよ。

一、専副高仲の家の甥、蕃落兵士である吳安の妻を仔細に取り調べて（その取調結果を）突き合わせて調査せよ。牒す、調べ合わせると、前件の公事は、以前受けとつた經略使衙の指揮に係り、徹底的に追求したところ通常の次第と同じではなかつた。当府はすでにその件に関して専門に処理する人を派遣し、牒を持たせて、現場に行き公務を終了した。司に下さずに、前項で仔細に取り調べた人である劉言、馬彦、張澤、高仲、康揮、大らを厳密に追跡運行することを要請する。

#### 【語訳】

〔一〕貼書 貼司充書吏の略称、貼司とも。吏名。文書の手写を職責とする。

〔二〕本城 本条文では金湯城を指す。

〔三〕姪子 兄弟或いはその他の同輩男性の子を言う。

〔四〕蕃落兵士 禁軍軍額の一つに蕃落軍というのがあり、そこに所属していた兵士であろう。『宋史』卷一百八十八 兵二禁軍下 熙寧以後之制 騎軍には「蕃落八十三、環五、延、慶各四，秦併外砦十七，原、渭併外砦各十二，德順併外砦七，鎮戎併外砦十二，鳳翔、涇併外砦、儀、保安各一，隴一。」とあり、宋代、保安軍には2つの蕃落軍が存在したが、本条文の吳安がいずれの蕃落に属したのかは不明である。また『宋会要輯稿』兵五・十三屯戍元符二年六月二十四日の条には「鄜延路都總管司言本路修米脂等八堡寨、乞不招置士兵只用永興軍等四州新置番落八指揮歲輪四指揮赴本路、詔河中府同華州新置六指揮分作兩番每年迭赴鄜延路。」とあり、堡寨に詰める兵士には他府州の番落指揮からの兵士を充てる」ともあつた。

〔五〕密切 ここでは厳密に、の意。

【本文】

① 金湯城

② 淮一使將牒。請將寄居使臣陳承信、百「姓」〈王〉

③ 漢忠、龐四郎、趙十三、薛大、專副高仲・「康」

④ 輝、所由高順・周順、倉司貼書許僧、脚〈夫〉

⑤ 大眼、專副高仲弟六哥等、如逐人別〈有〉

⑥ 趕避、即將父母妻男押送前來者。

⑦ 「右」本城今勾到專副高仲并康輝母「親」

⑧ 「阿」李等貳人、隨狀分付與差來人桑青、周

⑨ □等監押、赴

⑩ 「使」將出頭去訖。外有其餘人并各廻閃、見

⑪ 「差」人收捉。別具狀申解次。謹具申

⑫ 「第」七將、謹狀。

(13) 宣和七年八月一日從義郎權金湯城兵馬監押社 肇「状」

(14) 武德郎知金湯城李一成

### 【校勘】

⑧ 「阿」の字は、叙録では「何」とするが、文脈より訂正。

⑫ 「状」の字は、叙録では「牒」とするが、写真版より訂正。

### 【解説】

本文書は上端が欠けており、下端にも損壊がある。楷書体で一四行、②～⑥は前後の行より一字下げて書かれている。⑬には「宣和七年八月一 日」との日付がある。24・77と同様に「肇」、「成」の一文字は署名であり、筆跡が異なる。『俄藏黒水城文献』宋西北辺境軍政文書一〇四葉の内、末尾に署名とともに記された日付がある金湯城の軍糧裁判案件に関する文書では、本文書は、最も早い年月日を残す文書である。①～⑭で金湯城から第七将に提出された状を構成している。②～⑤の使将の牒部分は節略されている可能性があるものの、本文書は①～⑭で申状として完結している貴重な例といえる。ただし本文書が、原文書なのか作成された複製なのかは判断できない。

①～⑭で一文書の首尾をなすが、内容としては②～⑥で第七将より金湯城に出された事件関係者の拘束命令が抄出されており、本文書以前に、71②～⑥を含む牒が第七将より金湯城に行下されていたことがわかる。そして、その命令を受けて調査した事項を金湯城が第七将に報告するというのが⑦～⑫の内容であると考えられる。

本文書が遣り取りされるより以前に、金湯城と第七将（あるいは延安府）との複数回の文書の遣り取りがあったことが想定されるが、残念ながら、一〇四葉のうちからその遣り取りの流れを明確に確認できる文書は見出せない。ただ『史滴』第二五号掲載の本訳註稿（一）で扱った文書番号57、41のそれぞれで事件関係者の身柄拘束指令が出されており、そのことと71②～⑥の内容とは関連性が考えられる。

すなわち本文書②～⑥の牒は、事件関係者が捕捉出来ない場合はその家族を拘束せよという内容であり、文書番号57、41の直後に繋がる「」とは考えにくいものの、57、41の調査結果を受けて、その後に出された牒であることは確かであろう。

また文書番号13は71⑬～⑭と同じ字配りの文書末尾であるが、両者に関係があるのかも含めて、不明である。

### 【訓読】

#### 金湯城

准けたる使將〔一〕の牒。請うるくは寄居〔二〕使臣〔三〕陳承信、百〔姓〕〔王〕漢忠、龐四郎、趙十三、薛大、專副高仲・〔康〕輝、所由の高順・周順、倉司貼書許僧、脚〔夫〕〔四〕大眼、專副高仲の弟六哥等を將つて、如し逐人別に廻避〔五〕〔有〕れば、即ちに父母妻男を將つて押送〔六〕し前來せよ。

〔右〕本城は今勾到〔七〕せる専副高仲並びに康輝の母〔親〕〔阿〕李等の貳人もて、状に隨いて分けて差して來れる人桑青、周口等に付與し監押せしめ、

〔使〕將に赴きて出頭しそぎ、訖る。外に其の餘人並びに各の趨閃〔八〕せる有り、見に〔差〕せる人に收捉せしむ。別に状を具して解の次を申す。謹んで申を〔第〕七將に具し、謹んで状す。

宣和七年八月一日從義郎權金湯城兵馬監押杜肇〔状〕

武德郎知金湯城李成

### 【試訳】

#### 金湯城が准けた第七将の牒。

寄居使臣陳承信、百姓王漢忠、龐四郎、趙十三、薛大、專副高仲、康輝、所轄の高順、周順、倉司貼書許僧、脚夫大眼、專副高仲弟六哥等を対象に、もしそれぞれが他所へ逃げたならば、ただちにその父母妻子供を身柄を拘束し、第七将まで護送する」とを請求す

る。

右により本城は現在、専副高仲と康輝の母親阿李等二人を拘束し護送しました。書状に随つて分けて派遣された人の桑青、周□等に付けて監督護送させて、使将に赴かせ出頭させ、完了しました。その外に、数人各々逃げ出していて、見差人に收捉させています。別に状を具申し、ことの次第を報告します。謹んで第七将に具申します、謹んで状をだします。

宣和七年八月一日従義郎權金湯城兵馬監押杜肇状

武徳郎知金湯城李成。

#### 【語釈】

〔一〕使將 文書番号 45、93 に用例があり、45 では「〈金湯〉城／准□使將牒坐准／〈延〉〔安〕府牒。」とあるように、使將—金湯城—延安府の文書の流れがうかがえる。『史滴』第二五号掲載本訳註稿（一）の文書番号 11 では、故従義郎男李適（状）—経略使衙門（牒）—右獄（節状）—延安府（牒）—本路第七将という文書の流れが確認できる。本文書でも金湯城—使將の関係があることから、第七将、またその管轄の役所をさすと考えられる。

〔二〕寄居 「かりずまい」の意で、戸籍登録の地である本貫以外に居住する官僚である寄居官のこと。

〔三〕使臣 武臣で諸司の正使・副使の次の官。政和の官制改革以降は、上から訓武郎、修武郎、従義郎、秉義郎、忠訓郎、忠翊郎、成忠郎、保義郎、承節郎、承信郎となる。正八品から従九品までの官位。

〔四〕脚夫 貨物や荷物を運搬する賦役。荷物運搬の人夫、脚力も同じで、脚子、脚力ともいう（周藤吉之『宋代經濟史研究』、東京大学出版会）。宋代州県の雜職で、官員の轎を担い、倉庫を巡視することなどがその仕事とされる。

〔五〕趨避 趨は走るの意で、趨避で逃亡するの意。

〔六〕押送 監視しながら護送すること。

〔七〕勾到 勾で拘束の意、到がその動作の完了をさし、あわせて拘束しえたの意。

〔八〕 趕閃 趕避と同様に逃亡するの意。

〔九〕 武徳郎 諸司使副に属する從七品の武階名。政和二年（一一二二）九月に宮苑・左右驥驥・内藏庫副使より改名（『宋大詔令集』卷一六三「改武選官名詔」参照）。

### 【本文】

貳拾石□□寄倉會〈子〉、

知得本官後來請了見

色斛斗或糴本、因依是「實」。

③ ② ①  
④ 一、根問得專典康輝等稱。有監押杜

從義買了曹司王期交

旁、出外支會子。輝「等」□

差出、不在本城、不知得「本」

官請了本色或糴本、「其」

時專典張潛、康永安

句當。乞勾追指說。

⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ 一、獄司合要專典張潛、康永「安」

⑫ □□□「交旁」□□

⑩叙録では「勾當」とするが、写真版から「句當」とする。

### 【解説】

行楷書体で一二行にわたり書かれており、一二行目は欠損が激しく、また下端が欠けている。

11（『史滴』二五掲載）で出された命令を受けた取り調べ結果と推測される。ここで得られた証言の裏付け調査を指示するのが35である。本文書④⑤⑥で康輝等の証言として、杜肇が王期の交旁を買い会子を支払った、とあるが、このことについての証拠を集める指示が35①～⑨に記されていると考えられる。また、康輝等はその時には他箇所に派遣されており本城（金湯城）におらず、知ることが出来ていない「本官請了本色或羅本」については、その時その処理に当たっていた張潛と康永安を取り調べることを願い出ている。それに従い、⑪～では獄司がその二人が関係した交旁などの証拠をつき合わせていると考えられる。

また、ここでは康輝の証言が既に取れている事から、彼の拘束を第七將から指示されながらも遂行できず彼の母親を拘束したことを行う金湯城の申状（前掲71、③④・⑦⑧の箇所）よりも、時系列上後に位置すると考えられる。

### 【訓読】

……貳拾石□□寄倉會〈子〉、知り得たる本官後來請了せし見色の斛斗或は羅本、因依是れ「實」なり。

一、根問して得たる專典康輝等の稱。監押杜從義の曹司王期の交旁「二」を買い了り、外支「二」せる會子を出す有り。輝「等」□差出して、本城に在らず、知り得ざる「本」官の請了せし本色或は羅本は、「其」の時專典張潛、康永安句當「三」す。乞うらくは勾追して指説「二」せしめんことを。

一、獄司は合要して專典張潛、康永「安」……「交旁」……

### 【試訳】

……二十石□□寄倉会子、知ることができた担当官が後に請求しおわった現色の斛斗、或いは糸本、原因は事実である。

一、徹底的に尋問して得た専典康輝等の証言。監押杜從義が曹司王期の交旁を買い、会子を出した。(私)輝等は□(その時)他箇所に派遣されて、本城におらず、知ることができない分の、担当官が請求し終わった本色或いは糸本については、その時専典であつた張潛と康永安が担当しており、彼等二人の身柄を拘禁して状況を説明させるようにして欲しい。

一、獄司は合要して専典張潛、康永「安」……「交旁」……

### 【語釈】

〔一〕 交旁 『史滴』二五掲載分 46 語釈〔十三〕を参照。

〔二〕 外支 軍隊への俸給支払い過程中の払い出す段階を指すか。用例としては、35 ②～④に「如曾於甚年月日支了、係是何色額斛斗、如何外支了。」とあり、また、106 ⑦～⑩に「請白米節次於結借人戸處、外支了當。」とある。

〔三〕 句當 「勾當」と同じく、担当するの意。

### 【本文】

杜肇「委實」曾無外支了 〈斛斗貳拾石。如曾於甚年月日支了、係是何色額斛斗、外支了。取責詣實文狀、及「返」取杜肇元買了王期交旁、

井「所」出寄倉會子、支本「色」

或羅本赤曆照憑、須管「齊」

足、封記而付與差去人

監前來、守要送獄照勘公「事」。

一、李適元狀内稱、監押杜肇於本「城」

寄「居龐四郎處」□□

⑨ ⑧ ⑦ ⑥

### 【校勘】

なし

### 【解説】

行楷書体で一行にわたり書かれているが、下端が欠けている。

前半①～⑨は、監押の杜肇が嘗て斛斗二〇石を支払ったかどうかという事実を認定するための裏付け作業を指示する。もし支払ったのならば、いつのことなのか、何の科目に係るのか、どのように支払ったのか、を明らかにするために、④～⑦に挙げられた証拠書類を揃えて提出することを求めている。これについては後の文書番号 31 が関係すると推測される。また、今回は扱わないが 95 でも「杜都監、元於王期處「買」□□壹伯貳拾碩交旁、井所出寄倉會子。」と、⑤⑥の部分と関連する箇所が見える。

また後半⑩⑪では、李適の証言の中に、杜肇が龐四郎の所で何かをしたことが挙げられており、その関係性がうかがえるが、29 では杜肇が龐成忠の交旁を買ったことについての調査が指示されており、また 59 ではその龐成忠は龐四郎の父であることがわかる。これより、杜肇は龐四郎の所で龐成忠の交旁を買った、と推測できる。

## 【訓読】

杜肇の「委實」に〈斛〉斗貳拾石を外支し了ると會であるや無しや。如し會であれば甚の年月〈日〉に支し了るか、是れ何の色額の斛斗に係るか、如「何」に外支し了るか。取責詣實「一」の文状、及び「返」取せし杜肇の元買い了る王期の交旁、並びに出だす「所」の寄倉會子「二」、支せる本「色」或は糸本の赤暦照憑は、須く管し「齊」足すべくし、封記して差去人に付與し監に賚らし前來し、守要して送獄し公「事」を照勘せよ。

一、李適の元の状内に稱するに、監押杜肇は本「城」寄「居龐四郎の處に於て」…

## 【試訳】

杜肇が斛斗二十石を払つたことはかつてあつたか、無かつたか。もしかつて払つたのであれば、いづれの年月日なのか、それは何の色額の斛斗に係るのか、どのように支払つたのか。（以上の件について）問い合わせて確認をとつた文状、及び、取り返した杜肇が元買つた王期の交旁、その時払つた寄倉會子、本色や糸本を支払う際に用いる各州県の官庁の錢糧を検査するための冊籍に記された証拠は、それら一切を揃え、密封して表記し、差去人に付与して監にもたらし来させ、重要な点を把握して獄に送り案件を調べよ。

一、李適の元の状にあるには、監押杜肇は本城の寄居官龐四郎の處で…

## 【語釈】

〔一〕取責詣實　問いただじて確認をとるの意。

〔二〕寄倉會子　会子はもともと手形・引換券としての役割から始まり、後に紙幣としての役割を果たすようになった。ここでは、その

移行過程にあつて紙幣というよりは原義の引換券に近く、兵士が給与を受け取る際に、穀物を保管した指定された倉庫に持つて行き給与を引き出すために使用されたものと考えられる。

29 共11行、行15字。行書。

【本文】

告論「杜肇」賈了龐成忠交「旁」、

因依并月分石斗数目及「後」

於李適處學說因依供申、

要送左獄照勘公事。

一、李適元狀內稱、於今年正月二十日「九」〈日〉、

有第七將隊將柳祇〈應〉

本城省倉內請斛斗。有

監押李承信推托無〈色〉、

不肯支給。却有倉司「劉」〈言〉、

馬彥、張澤、專副高「仲」□

□□盜「般」□喬麥□

⑪ ⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ④ ② ③ ①

## 【校勘】

⑥〈應〉は叙錄では〈於〉とする。文脈より「柳祗應」という人物の姓と肩書き部分であると判断し、〈應〉とした。

## 【解説】

本文書は11行、行楷書体で書かれており、紙首部分には騎縫印がある。下端が欠けている。文書の構造としては、①～④は⑤より三字下げて書かれており、⑥～⑪は四字下げて書かれている。①～④は、④などより延安府より第七将に出された案件処理文書の一部であると考えられる。また⑤～⑪は、左獄から提出された李適の訴状の抜書きであると考えられる。①～④には杜肇が龐成忠より交旁を買い取つたことを示す資料としてその事由、交旁の数量、そして李適が主張した事由の供述書を左獄に送付し、取り調べることを要求している。⑤～⑪は李適の訴状の一部であり、35と同様の文書形式である。宣和七年正月において倉司馬彥、専副高仲らが喬麦を盜んだと、李適は告発している。この李適による倉司告発は、本訳註が扱う金湯城軍糧不正事件の発端とも言えるものであり、文書群の中より李適の告発内容を読み取ることは文書群全体を理解するにも重要である。

## 【訓読】

杜肇が龐成忠の交旁を買了せるを告論〔一〕す、因依並びに月分の石斗の數目及び後に李適の處に於いて學説〔二〕せる因依の供申、左獄〔三〕に送り公事〔四〕を照勘〔五〕せん」とを要む。

一、李適の元の状内に稱するに、今年正月二十九日に於いて、第七將隊將柳祗應が本城省倉の内に斛斗を請する有り。監押李承信〔六〕無色〔七〕に推托〔八〕する有りて、支給を肯ぜず。却つて倉司劉言、馬彥、張澤、專副高仲、（康揮等）、□喬麥□を盜般〔九〕する有り。

## 【試訳】

杜肇が成忠郎龐の交旁を賣つたことの罪を論じるに、因依とみな月ごとの石斗の数目、及び後に李適の処で述べた因依、提出された申によつて、必ず左獄へと送り、その事件を調べよ。

一、李適の元の状にあるには、今年の正月二十九日に、第七將の隊將柳祇が本城の省倉から斛斗を請求してきたことがあつた。省倉の監押李承信郎は（その請求が）その種の穀物が無かつたことから断り、支給に賛成しなかつた。却つて倉司劉言、馬彥、張澤、專副高仲、（康揮）が蕎麦（等の官物）を盗み出すという事件が起こつた。

### 【語釈】

- 〔一〕告論　官府に対する控告。論罪。
- 〔二〕学説　様子を述べること。
- 〔三〕左獄　州府の司理院の獄のひとつ。大州では左・右司理院が置かれることがあり、左獄は左司理院所管を指す。
- 〔四〕公事　案件、事件のこと。
- 〔五〕照勘　詳細に調査すること。
- 〔六〕李承信　孟黒録では李成のこととしている。しかし、李成であるかどうかの確認は、困難である。承信は承信郎のこと。
- 〔七〕無色　指定の穀物ではなかつたこと。
- 〔八〕推托　ことにかこつけて断ること。
- 〔九〕盜船　盜んで運び去ること。

①

人「父」龐「成」忠贍家驛 〈料  
交旁。尋具節狀申府、□

第七將勾追元「賣」交旁

人龐四郎、其人趨走。再、「根」  
問得元詞人李李適、〔於〕

今年六月内、有寄居陳

〔承〕信於適處學說道、「我」

數日前曾第七將潘「大夫」

處陳狀、指論監押杜肇、

□「次」曾將龐四郎父龐

成忠贍家驛料交旁、

〈不〉「支」〈給〉「本色。本官」

⑫ ⑪ ⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①

### 【校勘】

② 下端の欠損している部分を、叙録では「主」としているが、写真版から判断できず、□とした。

⑤ 叙録では「元詞人李適」となっているが、写真版では「元詞人李李適」となっている。原文は「李」の字を誤って重複させたと考えられる。

### 【解説】

行楷書体で一二行にわたり書かれており、一二行目は欠損が激しいがかるうじて判読は可能。また、下端が欠けている。

35 ⑩⑪で問題となつてゐる杜肇と龐四郎との関係が記された文書。問題は龐四郎の父龐成忠の「贍家駄料交旁」で本色が支給されなかつたことにあると考えられる。李適の証言によれば、陳承信が李適の所に来てその事情・経緯を説明したとある。なお、龐四郎は19の李適の証言の中に登場し、彼が銅錢十余貫を持つてゐるのを見つけた李適が話しかけると、「知城に売与し布帛庫に納めたら銅錢を支給された」と答えたとされるが、その後拘束されずにいる。

また、29 ①～④では、杜肇が龐成忠の交旁を買ったことを「告論」し、その因依、月分の石斗の数目、そして後に李適の處で「学説」した因依とその「供申」を、左獄に送り公事を照勘することが求められている。本文書⑥～⑫には、李適の証言として寄居陳承信が李適の處で「学説」した内容が記されており、その中で陳承信は杜肇を「指論」し、また、龐四郎の父である龐成忠の交旁について触れており、29 ①～④に対応していると推測できる。

### 【訓読】

……人「父」の龐「成」忠の贍家驛料「一」の交旁を……。尋いで節状を具して府に申し、□第七將は元と交旁を「賣」る人龐四郎を勾追するも、其の人趨走「一」す。再び、「根」問して得たる元詞人李李適、今年六月の内に「於」いて、寄居陳「承」信の適の處に於いて學説〔三〕して道う有り、「[我]れ數日前に曾て第七將潘「大夫」の處にて陳狀し、監押杜肇を指論す、□「次」に曾て龐四郎の「父」龐成忠の贍家驛料の交旁を將て、「本色」を「支」〈給〉するを「肯」んぜず、と。「本官」……。

### 【試訳】

……人の父である龐成忠の贍家駄料の交旁を……。間もなく節状をそなえて府に申し、□第七將はもと交旁を売った人である龐四郎を追跡しているが、その人は未だ拘束できていない。再び、徹底的に尋問して分かつたことによると、原告の李適によれば、今年六月中に、寄居陳承信が適の處で以下のように述べた。「私は数日前に第七將潘大夫の處で状況を説明し、監押杜肇について議論した。その上で龐四郎の父である龐成忠の贍家の駄料の交旁で、本色を支給することを承知しなかつた。担当官は……。

## 【語釈】

〔一〕 賞家驛料 「驛料」は駅伝を利用する官吏の旅費、及び退任して地方の官觀使などに任じられた人物に対する優遇費として支給された。地方赴任の官が一般的に支給を受けたとされる。また、李心伝『建炎以來繫年要錄』巻卷一一、紹興七年五月壬午の条には、「官員に支給される折估錢の名色として「官員有駅料折估錢、厨料祿粟米、贍家錢、供給錢、月犒錢、旬設錢、支糧錢、添支絹錢。」と挙げられている。本文中でも、「贍家驛料の交旁」と、明らかに俸給的なものとして現れ月俸に付加された手当を指していると思われ、折估錢が交旁の形で支給されたと考えられる。

〔二〕 趟走 「趟」は、はしる、はしるさま、とくはしる、を意味し、「趟走」は「逃走」と同義であると考えられる。「逃走」は50に「專典張潛、康永安、馬彥逃走。」と見られるが、馬彥について24・83では、延川県に派遣され常平斛斗について点検を行い金湯城にいなかつたとされており、「逃げ出した」と言うよりも、「こゝでは「拘束できていない」と解する方が妥当と思われる。

〔三〕 學説 述べるの意。

## 【本文】

揮□□□□□□□□□□□□

監押處、折請龜色當付。〈高〉

仲等并馬彥各勘斷暨へ杖へ

十二、將喬麥支散與蕃落□

指揮。旬日糧却於逐指揮、「寄」

倉斛斗會子内、除指下□

壹拾陸石自交、將潘大「夫」

請白米、節次於結借人戸

處外支了當。仲等元不「曾」

盜般喬麥去來。

⑨  
⑩  
⑪  
⑫

一、獄司繫要倉司馬彥并知城△

〔武節已將潘大夫已俸〕

③  
④  
⑤  
⑥  
⑦  
⑧  
⑨  
⑩  
⑪  
⑫

### 【校勘】

- ② 「龜」は叙録では「粗」とするが、写真版より訂正。  
③、⑪ 「井」は叙録では「並」とするが、写真版より訂正。

### 【解説】

本文書は12行、行楷書体で書かれている。⑪に比べて前後の行は二字下げて書かれている。①～⑩で高仲の供述が述べられており、この箇所は、高仲が提出した供述書の一部を写し取つたものであると考えられる。高仲・馬彥らの專典が軍糧横領のかどで杖十二に処せられ

「…」とが読み取れる。後掲の 48・24・77・83・27 や馬彦の狀明状である。(1)(2)部分は全く断片的であるので詳しく述べられないが、恐らく獄司による馬彦、知城苗武節との関わる調査命令についての報告であろう。知城苗武節については、後掲 48 の解説にあるように、本文書との対応関係が考えられる。

#### 【訓読】

揮□□□□□□□□□□□□、齎押の處、折し請う龜色は當付す。  
(高)仲等并びに馬彦は各々脣<くちびる>杖十一に勘斷<かんたん>し、喬麥を將<もつ>ひて支散<しさん>し蕃落<ばんらく>。

□指揮に與<ゆ>う。匂田、糧却すや、逐指揮の「寄」倉斛斗會子の内より、除指下<じしゆか壹拾陸石<じゆりくせき>、自交す (一)、將潘大<sub>夫</sub>〔夫〕の請せる白米は  
節次 (二) に結體 (三) の人戸の處に外支して了當す。仲等は元と「會」て喬麥を盜般<ぬよんし去來せず。

一、獄司は緊要すいへ倉司馬彦并びに知城<くじゆく>〔武節を已に潘大夫已〕が俸…を將<もつ>ひて…

#### 【試訳】

揮□□□□□□□□□□□□監押の處、換算して請求した龜色は交付する。高仲等と馬彦は各々(その罪を)調べて脣杖十一の刑と判断され、喬麦を支給して蕃落□指揮に与えた。その間、糧食の返却には、各指揮の寄倉斛斗會子の内から、除指下<じしゆか>一十六石自交し、將潘大夫の

請求した白米は順番に借り受けた人戸の處に換算し支払ひて完了した。仲等は元々喬麦を盜み出してはいなかつた。

一、獄司は倉司馬彦と知城苗武節と已に潘大夫の己俸…を將<もつ>ひて…を拘束<くわくそく>し、…

【語釈】

〔一〕除指下「壹拾陸石自交」解説で述べたように、106は48' 24.77' 83.27と内容を補完し合える文書群と考えられる。この「除指下「壹拾陸石自交」にあたる一節は、文書の残欠により、最もこの間の経緯に詳しい24.77においても具体的にどんな行為、書類処理、あるいはものをさすのか判然としない。「壹拾陸石」は関連文書から見て、潘大夫が苗武節に手渡し、その後高仲へと渡った交旁額と同額であるので、この交旁に関する事案であることは間違いないだろう。しかし同交旁は、48より、この時点で既に省倉で処理され籠色が払い出されていることがわかり、具体的な潘大夫の交旁（あるいはそれにより払い出された白米）を指しているとは考えにくく、また同様に本文書⑧にある「白米」も、潘大夫が請け出した白米そのものとは解釈しにくい。この一節は、交旁に対し何らかの行為を加える、あるいはそのようにしたものであると推測される。具体的な経緯はわからないものの、この一節で、潘大夫の交旁に対し逐指揮からの寄倉斛斗会子をもつてなんらかの書類的処理を加え、その交旁を籠色の糧食に振り替えて結借人戸へと払いだせるようにしたと考えておく。

〔二〕節次 順番の意。  
〔三〕結借 借りるの意。

【本文】

- ① [一] 李適元狀、宣和七年二月九日於  
韋侁處買到管下守 [烽]  
人兵口食交旁壹伯肆拾  
碩、數 [内] 本城分了一半。其半、[韋]  
詵物於萬全寨納下移 [運]  
斛斗內支撥與本城。數 [内]、  
隨監押杜從義請了領  
一半留在本城。兼上件 [烽]

⑨

火口食、合支提刑司斛斗。

一、根問得城司韋侁稱、本城自來

久例、城司管過勘管下□

郎山等處捌鋪烽火、〔管〕

⑩ ⑪ ⑫

### 【校勘】

⑪ ⑫ 「□郎山」

叙錄では「〈守〉郎山」とするが、孟黒錄三一六一一六（10）及び写真版より改める。

### 【解説】

両端及び下端が欠けている。行楷で一二行ある。孟黒錄三一六一一六（10）によれば、左右両端に印が二つずつ見られる。

本文書には、李適の元状がまず記され、次いで韋侁の称が記されており、李適の元状とこれに対する韋侁の証言を並べて審議したものであることが分かる。李適の元状には、交旁及び穀物の移動が、韋侁との係わりを中心にして記されている。韋侁の称は、後半が破損していて詳細は不明だが、李適の元状にある交旁及び穀物の移動、更に自身の行為を述べた物と思われる。

韋侁の称は、⑩に「根問得城司韋侁稱」と、韋侁を調査した結果であることが記されている。韋侁を調査せよとの命令は46『史滴』（四五参考）に見られる。46には、城司韋侁（⑦）、韋侁より買った烽台守備兵士の交旁・文憑（⑦～⑨）、及び転運司・提刑司の穀物收支の文暦（⑨⑩）の調査命令が記されており、これは78の李適元状部分と対応する。78の李適元状の裏付け調査が46で指示され、その調査結果の一部が78の韋侁の称となつたのだろう。

### 【訓読】

〔一、李適の元状、宣和七年二月九日〕 韋侁〔〕の處に「於」いて買ひ到れる管下の守〔烽〕人兵〔〕の口食〔〕の交旁壹伯肆拾碩、數の

〔内〕本城は一半を分かち了る。其の半は、〔韋〕詵の物の萬全寨<sup>(四)</sup>に納下し移〔運〕せる斛斗の内より支撥して本城に與う。數の〔内〕、監押杜從義の請了するに隨い、一半を領して留めて本城に在り。兼て上件の〔烽〕火の口食、合に提刑司の斛斗を支すべし。

一、根問して得たる城司<sup>(五)</sup>韋侁の稱。本城自來の久例、城司管過し勘するに、管下の郎山<sup>(六)</sup>等の處、捌鋪の烽火、〔管〕……

### 【試訳】

一、李適の元状には「宣和七年（一一二五）二月九日、韋侁の所で買つた、管轄下にある烽台守備兵の軍糧の交旁一四〇碩分、その内本城が一半を分けた。その半分は、韋侁のあつかう物で万全寨に納め移した穀物の内から出して本城に与えた。その数の内、兵馬監押從義郎の杜肇の要求に従つて、半は本城に留め置く。また上件の烽台の軍糧は、提点刑獄司の穀物から支給するべきである。」とある。

一、取り調べて得た城司韋侁の証言には「本城は以前の久例では、城司が管轄し、管轄下の郎山等の所の八鋪の烽台……を調らべ……

### 【語釈】

〔一〕韋侁 「韋詵」とも表記され、また67（後掲）では「偉詵」「詵」「侁」とも書かれる。文脈より同一人物と思われるが、なぜ表記が異なるのかは不明。

〔二〕守烽人兵 45（後掲）に「本城管下烽火八鋪」とあり、金湯城管下に烽台が八鋪あつたことが記されている。守烽人兵とは、この烽台で勤務する軍兵の類だろう。

〔三〕口食 兵士に支給される食料。

〔四〕萬全塞 宋と西夏の境界付近にある塞。『宋史』卷八七 地理志三 永興軍路の条には「保安軍、同下州。……砦二、德靖……、順寧……。」とあり、順寧の注に「東至平戎砦七十里、西至金湯城五十里、南至保安軍四十里、北至萬全砦四十里。」とある。

〔五〕城司 鄺延路第七將管轄下金湯城の官庁か。

〔六〕郎山 叙錄は「〈守〉郎山等處捌鋪烽火」とする。孟黒錄三一六一一六（10）は「郎山等處捌鋪烽火」とする。「郎山」との用例は

他に見えず、これがどこを指すのかは不明。

### 【本文】

- ① 碩。逐「鋪魁」除得經「歷」〈紙槧〉
- ② 糜費細色斛斗貳斗、共得
- ③ 壹碩陸斗。候勘成交旁、「分」
- ④ 付與當管蕃落將李進、
- ⑤ 一面請領給散、取責逐〈烽〉
- ⑥ 鋪「頭」收領「足狀」。於「七年」
- ⑦ 二月、有蕃落將李進將逐
- ⑧ 烽自今年四月至八月分
- ⑨ 食細色、共壹佰參拾「伍」〈碩〉
- ⑩ 陸斗捌升、於知城處□

### 【校勘】

⑥⑦ 「〔七年〕二月」 叙錄では「〔七月〕二日」とするが、写真版より改める。

### 【解説】

両端及び下端が欠けている。行楷で十行ある。叙録は右上端に鈐騎縫印があるとし、孟黒錄二一六一一六(11)は「れを「残印」とする。

①に「逐鋪」とあるのは、78(前掲)の「捌鋪烽火」のことである。

本文書に記されているは「捌鋪烽火」の交旁に関する件であり、46と78がこれに係わる。先に78の解説で、78の李適元状部分の裏付け調査命令が46⑦～⑩(『史滴』二五参照)であり、その調査結果の一部が78の韋詵の称部分であると述べた。89も同じく78と46との関連性に於いて考へることが出来る。89は恐らく46の調査結果の一部で、78の後につながるのだろう。ならば89の各行の一文字目は、78の韋詵の称の部分と同じく字下げされていたはずである。

なお、⑥⑦の日付を叙録は「[七月]一〇日」としている。しかし判読は難しく「七年一月」といひて、78⑦に「宣和七年一月九日」とある日付との関連を考えるのも出来よう。

#### 【訓讀】

碩。逐「鋪の尅」除〔一〕して得る經〔歷〕の〈紙禁〉の糜費〔二〕は細色斛斗貳斗にて、共せて壹碩陸斗を得。交旁を勘べ成るを候ち、〔分〕ちて當に管すべき蕃落將李進に付與し、一面に請領給散し、逐〈烽〉の鋪〔頭〕を取責して領〔足狀〕〔三〕を收む。〔七年〕一月に於いて、蕃落將〔四〕李進、逐烽の今年四月自り八月分に至る食の細色、共せて壹佰參拾〔伍〕〈碩〉陸斗捌升を將て、知城の處に於いて……有り……

#### 【試訳】

碩。各烽台の文書遣り取りの手数料は細色穀物二斗で、合わせて一碩六斗である。交旁を調べ終わるのを待ち、管理を担当する蕃落將李進に分与して支給することとし、各烽台の鋪頭から領収書を取つた。七年(宣和七年一一一五)二月、蕃落將李進が、各烽台の今年四月から八月までの給与の細色、合計一三五碩六斗八升を、知城の所で……することが有つた……

## 【語釈】

〔二〕 訂除 訂は「きざむ」の義。本条の「訂除」は、口食の規定の支給額から一定額を切り取り除くことを意味する。

〔二〕 經歷紙繁糜費 經歷は「経巡る」の義。紙繁は「文書」。糜費は「費やす」。文書を遣り取りする際の手数料を指すか。

〔三〕 領足状 収め足りた状。文脈より「領収書」の類と考える。「收領足状」として、「足状を收領する」とも取れる。67（後掲）の解説もあわせて参照されたい。

〔四〕 蕃落將 『史滴』二五掲載分 41 語釈「蕃落兵士」参照。蕃落將とは、蕃落軍の将官か。

67

## 【本文】

〔有李進已俵散逐烽散〕 □

① 足狀、在本城司房内頓〔放〕。

② 有出到未請斛斗寄倉〔會〕

③ ④ 子、見在詫本家收放。其知

⑤ 城李成元不會於侁買〔交〕

⑥ ⑦ 旁。數內城下將一半斛斗〔支〕

來是實。

⑧ 一、根問得倉司專副康輝、高仲、〔劉〕

⑨ 言供析、因依與偉詫一同〔外〕、

⑩ 知城李武德將烽火口食

(11)

壹伯參拾伍碩陸斗捌升

(12)

爲無。——提刑司斛斗逐急

【校勘】

なし

【解説】

両端及び下端が欠けている。行楷で一二行ある。(2)の「頓」と(3)の「倉」の横に縦線が引かれている。また(6)の上に記号が記されている。孟黒録三一六一一六(12)によれば、これらはいずれも赤色である。また孟黒録三一六一一六(12)には、文書の左端に印の右半分が見えるとある。

(2)に「足状が金湯城の司房の内に放置されていた」とあるが、これは恐らく前に足状の所在が問題となつた為に記されたのだろう。「足状」の用例は、本文書(2)と89⑥(前掲)にのみ見える。共に李進と烽台が関与しており、文脈から同一のものと思われる。これから、「蕃落将李進が各烽台の鋪頭から領足状を取つた」(89④～⑥)が、この「領足状」の所在が不明で、後に「金湯城の司房の内に放置されていた」(本文書(2))ことが判明したという流れが考えられる。また⑨に「因依與偉詵一同」とあるから、これより前に韋侁の証言があつたはずである。78(前掲)の⑩「根問得城司韋侁稱」以下がこれに該当する。

【訓読】

〔李進已に逐烽に俵散して散〕□足状、本城司房〔〕の内に在りて頓〔放〕する〔有り〕。出到せるも未だ斛斗を請せざる寄倉〔會〕子、見に詫の本家に在りて收放する有り。其れ知城李成元と曾て侁より〔交〕旁を買わず、數の内城下一半の斛斗を將て〔支〕來せるは是れ實なり。

一、根問して得たる倉司專副康輝、高仲、〔劉〕言の供析、因依は偉詵<sup>(1)</sup>に同じの「外」、知城李武徳<sup>(2)</sup>は烽火の口食壹伯參拾伍碩陸斗捌升を將て無と爲す。提刑司斛斗逐急……

### 【証記】

李進<sup>(3)</sup>が已に各烽台に分配給付したことを示す領収書は、本城の司房の中になつて放置されていた。発行したものの未だ穀物を請求していない寄倉会子は、現在韋侁家に放置されていた。知城李成はかつて韋侁より交勞を買つていない。数の内、城下が半の穀物を支払つたことは、事實である。

一、取り調べて得た倉司專副康輝、高仲、劉言の供述によれば、そのこゝれりには韋侁の供述と同一であるほか、武徳郎知金湯城李成が、烽台の軍兵の軍糧一三五碩六斗八升を取り扱つたことは無かつたといふ。提刑司の穀物は緊急に……

### 【語釈】

〔一〕同房 脅吏の事務室の「」<sup>(4)</sup>。（佐竹靖彦「『作品叢書』の研究」『人文学報』1111八、一九九二）

〔二〕偉詵 78注〔一〕参照。

〔三〕李武徳 武徳郎知金湯城李成の「」<sup>(5)</sup>。24' 71' 76' 77参照。な<sup>ノ</sup>76<sup>ノ</sup>は「武徳郎知保安軍金湯城李成」とある。

〔四〕武徳郎 武階名。從七品。『宋史』卷一六八 職官八 官品、『宋史』卷一六九 職官九 武散官参照。

- ② □委自正將躬親密切勾捉、合[要]  
③ [人]並公案文曆等、及所會事節、  
④ 「須」管一一完備齊足、分付與差「去」  
⑤ 「人」賚監前來赴府出頭、守等「送」  
⑥ 「左」獄結勘。見禁公事、不請占留「住」  
⑦ 「滯」。謹牒  
⑧ 宣和七年十月廿二日牒

【校勘】  
なし

【解説】

8行、行楷書体で書かれた本文書は、上下端が欠けている。紙葉冒頭部分に騎縫印がある。叙録、孟黒録、いづれも「宣和七年十月二二日牒」と整理されている一連の一六葉の文書の末尾部分にあたるとする。内容としては、本文書より前にあつたはずの文書の内容をうけて、取調べの必要のある関係者の拘束、関係書類、訟明書の左獄への提出を求め、緊急の調査であるので遅れるとのないようとしている。

文書形式としては、牒の末尾部分として妥当な形といえる。

【訓読】

□會して到る前項の逐件の事節〔一〕は結勘〔二〕し、□□委自から正將躬親ら密切に勾捉を「請」う、合「要」せる「人」並びに公案〔三〕文曆〔四〕等及び會する所の事節、「須」らく管して一一完備齊足すべし、分けて差「去」せる「人」に付與して監に賚して前來し、府に赴き

て出頭し、守等〔五〕し「左」獄に「送」りて結勘せよ。見禁〔六〕の公事にて、占留〔住〕〔滯〕〔七〕を請わず。謹んで牒す。

宣和七年十月廿二日牒す

### 【試訳】

□した前項の逐件の事節についてとりまとめて調査し、□□委自から正將みずから密切に拘束することを請求する、調査すべき人や公案文曆等、及び照合した事節は、一一完備し揃えて管収し、それぞれ分けて派遣した人に付与し、監に持ち来たつて、（延安）府にて出頭し、区別を守つて左獄に送つてとりまとめて調査せよ。現在拘禁中の公事であるので、留めおいて遅滞しないように。謹んで牒する。

宣和七年十月廿二日牒す

### 【語釈】

〔一〕事節 事情の意。『慶元條法事類』卷七 職制門 監司巡歷には「諸監司巡歷所至止據公案簿書點檢、非有違法及事節不圓、不得分令供析、無公事不得住過三日」とある。

〔二〕結勘 とりまとめて調査する。

〔三〕公案 官府の作成した案件文卷をさす。

〔四〕文曆 帳冊の類をいう。

〔五〕守等 『俄藏黒水城文獻』宋西北邊境軍政文書中には、74「供申守等回申」、81「連示守等照會」といった用例が見られる。官府間の文書の遣り取りに関する用語であると思われる。詳細は不明だが、區別を守り、の意にとる。

〔六〕見禁 現在、拘禁を受けている状態であること。

〔七〕住滯 留めて滞らせるいと。

## 【本文】

① 〈金湯〉城

使將牒坐准

③ 〈延〉「安」府牒。請依應勘會前項合要事件，及將交

④ 支憑文曆一齊希公文，分付與差去人賚鑿前〈來〉。

⑤ 今勘會到下項，須至申具者

⑥ 一、要今年四月至八月，分本城管下烽火八鋪、逐

烽上番。弓箭手口食、其上件逐月分

每月合請口食若干、自來有無久〔例〕、

逐鋪每月尅除經歷「紙紮糜費」、□

有每月尅除若干、及要上件逐月〈分〉

共合請口食若干。內若干於万〈全寨〉

寄納斛斗內支請。若干未請出到〈寄〉

倉會子、爲何因依未支、及已支斛〈斗〉

小麥、是與不是蕃落將李進請領、〔委〕

實會無支散〈斗〉了當。請將逐烽□

擣「促」狀、未請斛斗、寄倉會子

## 【校勘】

⑯ ⑮ ⑭ ⑬ ⑫ ⑪ ⑩ ⑨ ⑧ ⑦

無し

【解説】

上端、下端、左端が欠けているが楷書体で一六行が判読される。本文書には延安府の牒の節略が六行目以降に記されている。叙録では〈准〉の字を取つてはおらず、本葉の題目を「某城使將申延安府牒」とする。しかし『慶元条法事類』に見える牒の書式と本文の書式は異なつており、むしろ申状の形式に合う。以上の事から本文書は延安府→使將（第七將）→金湯城に下された牒に対する申状と考えられる。その内容は前掲の文書番号 67 78 89 の三文書との関わりが見出される。すなわち文書番号 67 とは一、「未請斛斗寄倉會子」の一節、二、本文書⑩、⑪の問い合わせに対する回答である文書番号 15 の口食「壹伯參拾伍碩陸斗捌升」の数値の一一致、以上の三点に接点が見られる。文書番号 78 とは一、烽火八鋪に関する自來久例についての文言、二、万全寨からの斛斗の寄納についての文言、以上二点に接点が見られ、また 67 で挙げた「壹伯參拾伍碩陸斗捌升」の近似値である「壹伯肆拾碩」という数字も見られる。89 では一、逐鋪の尅除する經歷紙紈の糜費に関する文言、二、蕃落將李進の登場、三、四月から八月までの八鋪の口食壹伯參拾伍碩陸斗捌升に関する文言、以上三点に接点がある。以上三点の文書と本文書の関係について、現時点では断定を下すのは難しい。内容から見て本文書中に収録されている延安府からの牒にある捜査命令に対して回答とも考えられる。しかし、挙げた三点の文書はいずれも十月二十二日の一連の十六葉の文書とされており、その十六葉の内には本文書との関連を見て取れない物もあり、断言は出来ない。なお、本文書は右に上げた文書番号 15 と密接な関係を持つているが、それは 15 の解説で述べる。

【訓讀】

〈金湯城〉

〈准〉 けたる使將の牒、坐准せる

〈延〉 「安」府の牒。請うらしくは應に勘會すべき前項に依り事件を合要し、及び交〈旁〉、支憑の文暦を將つて一齊し、希めし公文を分ちて

差去人に付與し賚撃して前〈來〉せしめよ。今勘會して到る下項を須つて具申に至るは

一、要す、今年四月より八月分に至る、本城管下の烽火八鋪、逐烽の上番の弓箭手の口食。其れ上件の逐月分の毎月合に請すべき口食若干、自來久「例」の有りや無しや。逐鋪の毎月尅除せる経歷「紙繁の糜費」、□有毎月尅除せること若干。及び要す、上件逐月〈分〉共せて合に請すべき口食若干。内若干は万〈全寨〉の寄納の斛斗の内に於いて支請す。若干は未だ請せず。〈寄倉會子〉を出到す、何の因依が爲めに未だ支せず。及び已に支せし斛〈斗〉小麥、蕃落將李進の請領するやは是と不是と、委實に會て支散了當するあるや無しや。請うらくは逐烽の□擣〔促〕状、未請斛斗寄倉會子を將て…

【試訳】

金湯城（が申す）

受け取つた使将の牒

（使将が）受け取つた延安府の牒による（指揮）。取り調べるべき前項について事柄を調査し、また交旁、支憑の文暦を一揃えにして、（当方が）求める公文書は派遣した物に分けて預け、捧げ持たせてこちらに届けるようにしてもらいたい。今より取調べをして、以下の項目を上申するよう。

一、今年四月から八月までの、本城の管下に分けられた烽火八鋪の烽火ごとの上番した弓箭手の口食について。上件の月ごとの毎月支給すべき口食がいくらか、従来からの定例の有無、鋪ごとの経歷紙繁の手数料の控除について、毎月の控除額。（以上の件について調査せよ。）また上件の、月ごとの支給すべき口食について、その内万全寨に預け納められた穀物内から支給された額はいくらか、まだ支給されずに寄倉會子が払い出された額はいくらか。いかなる理由で支給されていないのか、また既に支給された小麦は蕃落將李進が受領したのか否か、間違いなく払い出しが終了したのか否か。（これらについて調査せよ。）烽火ごとの擣促状、未請斛斗寄倉會子をもつて…せよ。

## 【語釈】

- [一] 坐准　坐は「……に因るの義。他司から受けた文書がさらにそのままの形で送られて発信者に届いた場合に用いる。
- [二] 勘會　取り調べて事実を明らかにして行こと。
- [三] 賚擎　捧げ持つ
- [四] 弓箭手　宋代の軍務行政上の郷兵。平素は農耕に従事して必要に応じて民に属す。西夏興起依頼、西北辺境では蛮族や土民を召募し屯田を耕作せしめ、同時に辺事に備える事が盛んに行われた。
- [五] 赦除　赦は「きざむ」の義。ここでは支給される口食の内から諸経費をもって引いておく事をいうのであろう。
- [六] 經歷　ここでは「へめぐる」の意か。本文書の「經歷紙繁の糜費」は諸書の移動に関わる諸経費を指すと考えられる。
- [七] 万全寨　『宋史』卷八七地理志三に「保安軍、同下州。（中略）砦一、徳靖、（中略）順寧（東至平戎砦七十里、西至金湯城九十里、南至保安軍四十里、北至万全寨四十里）とある。
- [八] 寄倉會子　不詳。文書番号 31 35 50 95 106 に見える。いずれも穀物支給の要請に用いられており、官倉に集められた穀物を引き出すのに用いられる会子と考えられる。
- [九] 蕃落將　宋代禁軍の一種。『宋史』卷一八哲宗本紀に紹聖四年五月の事として「壬戌、詔陝西添置蕃落馬軍十指揮」とある。
- [十] 了當　ここでは「完了する」の意

- ②指揮、本城尋勾追到烽火鋪頭侯八等〔供〕  
③析、係本城管下守坐烽火蕃兵鋪頭所有。  
④侯八等今年四月至八月分、八鋪逐烽衆〔兵〕  
⑤上番口食、每月大盡請細色貳拾捌碩貳  
⑥斗貳勝、小盡貳拾柒碩貳斗陸勝。自來依  
⑦久例、逐鋪每月尅除經歷紙繁糜費、每鋪  
⑧細色貳斗、八鋪計壹碩陸斗。未請逐月〔分〕  
⑨共合〔請〕口食壹伯參拾伍碩參斗捌勝。內〈有〉  
⑩拾柒碩陸斗玖勝、於万全寨寄納斛斗內  
⑪支請。侯八等并依數請領數足外，有陸拾  
⑫柒碩陸斗玖勝未請出給會子、令勘請人〔轍〕  
⑬先收執、所供是實。其未請斛斗爲本城  
⑭急聞軍糧、別無寬剩斛斗。是致出給會〈子〉、  
⑮令請人收執後、逐旋納到移運斛斗支給〈足〉。  
⑯已支小麥、係是蕃落將李進請領、已會支〈散〉  
⑰了當。今將李進元陳乞請斛斗文狀在

參見孟黑錄 316-23(1) (2)

【校勘】

⑨叙錄では内〈有〉としているが内容から内〈陸〉とする。

## 【解説】

下端と左端が欠けているが、明瞭な楷書体で十七行が判読される本文書は文書番号45と非常に強い関連性があり、また筆跡も同一であることから同一文書が分かれた物とも考えられ、叙録、『孟黒錄』とともにそのように扱っている。本文書の内容は文書番号45の六行目以降の延安府からの牒の部分で示された調査命令に対する返答となつていて、具体的には逐烽の毎月支給される口食の量、定例の有無、諸経費の控除、未払いの斛斗、万全寨からの一時的に充当される額、未払いの理由、李進が受け取っているか否かという質問に対する返答がなされている。これらのことから本文書は文書番号45の中に記された延安府からの牒に対する金湯城からの状であり、文書番号45と共に延安府へ送られる物と考えられる。

## 【訓讀】

### 指揮に依准し

本城尋いで勾追して到れる烽火侯八らの「供」折。本城管下に係わる守坐烽火蕃兵鋪頭、所有候八らの今年四月より八月分に至る、八鋪の逐烽衆兵の上番の口食。毎月大盡に細色貳拾捌碩貳斗貳勝、小盡に貳拾柒碩貳斗陸勝を請するは自來久例に依る。逐鋪の毎月尅除せる經歴紙禁の糜費は鋪ごとに細色貳斗、八鋪の計は壹碩陸斗なり。未だ請さざる逐月分、共せて合に請すべき口食は壹伯參拾伍碩參斗捌勝なり。内陸拾柒碩陸斗玖勝は万全寨に寄納せる斛斗の内より支請す。侯八ら并びに數に依りて請領し數足るの外、陸拾柒碩陸斗玖勝の未請出給會子あり。勘請人韋侁をして收執せしむ。供する所是れま實なり。其れ未だ斛斗を請さざるは、本城の軍糧の闘なること急にして、別に寬剝の斛斗の無きが爲めなり。是れ會子を出給せるを致し、請人をして收執せしめし後、逐旋移運の斛斗を納め到りて支給し足る。已に支せる小麥は、是れ蕃落將李進の請領に係り、已に曾て支散了當す。今將李進の元陳す斛斗を乞請する文状は…に在り…

## 【試訳】

受けた指揮により本城は烽火鋪の長である侯八らを召還し、得られた供述。本城管轄下の烽火蕃兵鋪頭の、侯八らの四月から八月までの八鋪の上番する兵の、あらゆる口食について。毎月三十日まである月の最終日には細色二十八碁二斗二升、二十九日までの月の最終日には二十七碁二斗六升を支給する。従来からの定例に従つて。毎月の経歴、紙繁の手数料の控除は鋪ごとに細色二斗、八鋪合計で一碁六斗である。未だ支給していないが各月分を含めて、支給しなければならない口食は百三十五碁三斗八升であった。うち六十七碁六斗九升は万全寨に預け納められた斛斗から支給した。侯八らが（規定どおりの）数量に従つて受領し、数が足りた外は六十七碁六斗九升の未請出給會子が有り、勘請人韋侁に納めさせた。この供述は正しい。斛斗を支給しなかつた理由は、本城の軍糧の不足が厳しく、余剰の斛斗が無かつた為である。そこで会子を出し、請人に受け取らせた後、逐次運搬してきた斛斗を納め、それを支給して支払うべき数を満たした。既に支給した小麦は蕃落將李進の受領申請に係り、既に支払い、完了した。蕃落將李進が以前斛斗の支給を求めた文状は…に在り…

### 【語釈】

#### 〔一〕 勾追

召し取る。

#### 〔二〕 細色

粗色に対応する物。恐らく米か麦であろう。

#### 〔三〕 大盡

三十日まで有る月の最終日。宣和七年四月から八月までの内、四、七月。

#### 〔四〕 小盡

二十九日まである月の最終日。宣和七年四月から八月までの内、五、六、八月。

#### 〔五〕 勘請人

未詳。『長編』卷四五六元祐六年庚辰の状に「戸部言、分移請受只於元指定處勘請、若移往他處、即具事因申本屬批鑿文歷住支、仍報元分處批鑿文歷訖、徑報移往處、再批小歷、方得起支。如違、所在官司不得批勘」とあり、曆を使用して俸給を請求するのを審査する事を勘請というと思われ、また勘請人はそれを行う人か。

#### 〔六〕 請人

宋代、倉庫から米を受け取る人を言う。

【本文】

〔件公〕□□〔追〕

②〔一〕、要今年正月二十一日、苗知城〔將〕〈潘〉「大」夫已奉白米〈壹〉

拾陸碩交旁、分付與專典高仲等、於〈鋪〉

戶處撥借白米、後來高仲等將交旁

折請出餉色喬麥、支憑交旁。及要

高仲等爲不覆苗知城、一面於李都監

處折請餉色斷遣因依勘斷公案、同

封前來。

依准

指揮勘會。今年正月二十一日、苗知城將將領

潘大夫已俸白米壹拾陸碩交旁、分付與專

典高仲、於鋪戶處借撥白米。後來高仲等〔將〕

(13)

上件交旁折請出龜色喬麥。其上件白米交

旁壹拾陸碩折請出喬麥時、於本倉內毀

訖。其時於支曆内支破了當、其旁於見支人「糧」

交旁卷内依月分粘訖。其見支人糧交旁、〈前〉

亦先蒙——使府右獄追取前去。及高仲

等不覆、苗知城一面於李都監處折請龜〈色斷〉

遣因依公「案」……〈賚擎〉前去……

### 【校勘】

⑤、⑦、⑬、⑯ 「龜」を叙録は「粗」とする。写真より「龜」と表記を改める。

### 【解説】

読み取りやすい楷書体で一九行にわたり、下端が破損している。筆跡は45・15と同じであり同一人の手になると考えられる。また、「将領潘大夫」「專典高仲」「李都監」「今年正月二十一日」の各文字に赤色の記号が付されている。

本文書は、⑧までが指揮の内容で、⑨以降がそれに対する返答となっている。この形式は45・15と同様であり、また前述のように同一人の手になる。さらに、②の内容は106の⑪⑫にある「獄司緊要倉司馬彥並知城苗武節已將潘大夫己俸」の一節に対応していると考えられる。以上のことから本文書は45・15と同一文書の一部分、ないしは同時に発せられた文書、つまり、十月二十二日に経略使から発せ

られた一連の十六葉の文書を受けた第七将がその内容をさらに金湯城に転送した文書、の一部と見る」とができる。

このように考えた場合に、本文書の⑯から⑰にかけて、関連文書を既に「右獄」に送ったとある」とが注目される。十月二十一日の牒は51の⑤から⑥に見られるように「左獄」が中心となつて取調べを行つてゐる。他方、本文書の内容、および十月二十二日以前に発せられたと見られる11・46・17・57・41(『史滴』二五を参照)をみると、十月二十二日以前のある時点までは右獄が取調べをおこなつていたことがうかがえる。つまり、ある時点から取調べを行う機関が右獄から左獄へ移つたのである。さらに、一度右獄に提出した文書を左獄が再度請求したことは、両者がともに延安府に所属する推鞠機関でありながら、少なくとも本案件に関しては独立して取調べに当つていたことを示すものである。

### 【訓読】

〔件公〕□□〔追〕

〔一〕、要す、今年正月二十一日、苗知城は(潘)「大」夫の己の俸 白米<sup>一斗</sup>拾陸碩の交旁を「將」つて、分けて專典高仲等に付與し、(鋪)戸の處に於いて白米を撥借<sup>(二)</sup>し、後來 高仲等 交旁を將つて折して龜色の喬麥を請出し支憑せし交旁。及び要す。高仲等 苗知城に覆さずを爲し、一面に李都監の處より龜色を折請するに斷遣<sup>(三)</sup>せし因依もて勘斷<sup>(四)</sup>せる公案<sup>(四)</sup>。同に封じて前來せよ。

指揮に依准し勘會す。今年正月二十一日、苗知城は將領潘大夫<sup>(五)</sup>の己の俸の白米壹拾陸碩の交旁を將つて、分けて專典高仲に付與し、鋪戸の處より白米を借撥し、後來 高仲等 上件の交旁を「將」つて折して龜色の喬麥を請出す。其の上件の白米の交旁壹拾陸碩は折して喬麥を請出する時、本倉の内にて毀ち訖る<sup>(六)</sup>。其の時 支せる暦の内より支破<sup>(七)</sup>し了當す、其の旁 見に支せる人「糧」の交旁の巻の内に於いて月分に依りて粘して訖る<sup>(八)</sup>。其の見に支せる人糧の交旁は、(前)に亦た先に使府右獄<sup>(九)</sup>の追取を蒙りて前去す。及び高仲等の苗知城に覆さざるを為し、一面に李都監の處より龜<sup>(色)</sup>を折請して(斷)遣せし因依の公[案]……(賛撃)前去……。

### 【試訳】

[件公]□□[追]

一、要求するのは今年正月二十一日、苗知城が潘大夫の自分の俸給である白米一十六碁の交旁を分けて専典高仲等に与えたところ、（高仲らが）鋪戸の処から白米を強制的に借り出した後に高仲等がその交旁を換算して龜色の喬麦を請求した支払いの交旁である。そして要求するのは高仲等が苗知城に報告をしなかつたことで、一面に李都監の処から龜色を換算請求したことについての処理、事情、調査決定の公案である。ともに封して提出せよ。

受けた指揮によつて調査照合した。今年正月二十一日、苗知城は将領潘大夫の自分の俸給である白米一十六碁の交旁を分けて専典高仲に与えたところ、（高仲らが）鋪戸の処から白米を強制的に借り出した後に高仲等らが上件の交旁を換算して龜色の喬麦を請求した。その上件の白米の交旁一十六碁は換算して喬麦を請求した時、本倉内で廃棄処理し完了している。その時に支出暦の内から払い出し完了した。その旁は見に支払った人糧の交旁の帳簿の内で月分によつて照合し貼り付けて完了している。その見に支払った人糧の交旁は、以前に使府右獄の取り寄せをうけて提出した。また高仲等の苗知城に報告せずに一面に李都監の処から龜色を換算請求したことについての処理、事情の公案……提出し……。

【語釈】

〔一〕 摠借・借摎 「借摎」は『詞典』では、借りることを名目として人の物を取ること、としているが、ここでは強制的に物を借りるという意味か。

〔二〕 断遣 決を判じ、処理を行うこと。

〔三〕 勘断 調査し決定すること。

〔四〕 公案 官府が作成する案件の文卷。

〔五〕 毀訖 毀抹し訖わるの意。毀抹は処理し廃棄することであるが、本文の場合は交旁を使用済みとして無効にする処置を行うことと解せられる。

〔六〕 支破 支払うこと。

## 【本文】

- ① 「本」衙所委官點檢常平官物次第、本人委實不 〈會〉 □
- ② 「定」。今來本城專典盡去
- ③ 「延」府干照公事、即日止有馬彥日逐回報諸處取會「緊」
- ④ 「切」文字、并出入官物結轉赤曆、及計置日下諸軍糧食。□
- ⑤ 城已將本人知管訖。乞候
- ⑥ 延安府再來勾追、將本人發遣前去照對、免致目下「闕」
- ⑦ 「人」使用。謹具申
- ⑧ 「第」七將使衙。伏乞

〔七〕 粘訖 粘連し訖わる、貼りつけて完了するの意。

〔八〕 追取 調査などの目的で必要なものを取得するの意。

〔九〕 右獄 はじめ司理院と称す。諸州におかれ裁判案件の関係者の拘束・取調べをつかさどつた。大州や訴訟が多い州は左右の司理院がおかれた。大觀二年（一一〇八）二月に諸州曹掾についての官制改革が行われた際、左右司理院は左右獄と改称された。

⑨ 照會。謹狀

⑩ 宣和七年十一月一日從義郎權兵馬監押杜肇出狀

⑪ 武德郎知保安軍金湯城李成

⑫

## 一一十 花押

【校勘】

なし

【解説】

本文書は楷書体でかかれており、上端、下端ともに欠けているが、末尾の大書された「一一十」と花押の行を含めて12行確認できる。<sup>⑩</sup>に「宣和七年十一月一日」と年月日が記されている。<sup>⑩</sup>の「七年十一月」に重なるように朱印が押してあり、叙録では「保安軍／金湯城／軍之印」としており、これに従う。十一月時点ではすべて延安府に向いて、事件の関連文書の照合作業を行つておらず、そして金湯城内部での馬彦への調査は終了し、延安府の再度の（馬彦への）調査実施を待機している段階であると、金湯城から報告している。

⑥「本人發遣前去照對」から馬彦を延安府へ赴かせて、そこで取調べを行うことを要求しており、また宣和七年十一月という時期から見て、24-77文書にある馬彦の釈明の第一状に先んじて金湯城から延安府へと出された状であると考えられる。<sup>①</sup>の「不曾□定」では「定」が実際に「定」であるのか不明。また「不曾」の下の□には、他の事件関連文書からみて、「覆」の字が入る可能性が考えられるが、写真版よりは確認できない。

【訓読】

「本」衙委ねる所の官は常平の官物の次第を點検するに、本人は委實に〈會〉て□〔定〕せず。今來本城の專典は盡く「延」安府に去きて公事を干照（一）するに、即目（二）に止だ馬彥日逐に諸處に回報して取會せる「緊」「切」文字、並びに出入せる官物の結轉の赤暦（三）、及び日下（四）の諸軍に計置（五）せる糧食有るのみ。□城已に本人を將つて知管し訖る。乞うらくは延安府の再來し勾追するを候ち、本人を將つて發遣し前去せしめ照對せんことを。目下「闕」「人」（六）使用を致すを免れる。謹んで具して「第」七將使衙に申す。伏して乞うらくは照會（七）せんことを。謹んで状す。

宣和七年十一月一日從義郎權兵馬監押杜肇出狀

武德郎知保安軍金湯城李成

二十

【試訳】

本衙の委ねた官が常平倉の官物を點檢する次第では、本人は実際に□定をしなかつた。今、本城の專典はすべて延安府に出張して関係する公事を照会中である、現在はまだ馬彥が日<sup>ノ</sup>とに諸處に報告を回答して調査した緊切の文書、ならびに出入の官物を照合した赤暦、及び計算し措置した現在の諸軍の糧食があるだけである。□城はすでに本人の知をへて管理し訖る。延安府の再度の勾追をまつて、本人を發遣して前去して調査することを要求する、現在の人がいないままでの業務が続かないようにお願いします。謹んで第七將使衙に申を送付します。伏して照會してくださるようお願いします。謹んで状します。

宣和七年十一月一日從義郎權兵馬監押杜肇出狀

武德郎知保安軍金湯城李成

【語訳】

(一) 干照 かかわりのあることに關して照らし合わせるの意か。

(一) 即目　目前、現在。

(三) 赤暦　上級の財政機関が各州県官府の錢糧などを点検するための帳簿。

(四) 計置　計画し処理すること。

(五) 日下　目前、日下の意。

(六) 闕人　未詳。ここでは人員を欠いていることとする。

(七) 照會　官署が関連する文書のやりとりを行うこと。

### 【本文】

- ①據倉司馬彥状、先於今年〈四月内〉、蒙  
②「延」安府右獄「勾」追攤認制戎〈城〉備賞斛斗。直至〈今〉  
③年九月内、妨始到城勾當。近「於」〈十月〉二十八日、蒙本城〔差〕  
④彥往延安府已來、體探延川縣、承點檢常平斛  
⑤斗次第、未回到城。間蒙  
⑥延安府左獄行下  
⑦第柒將、勾追彥照對「今年」正月内請喬麥事。彥〈委〉  
⑧實於今年正月内、有將領潘大夫將到已俸〔交〕  
⑨旁一紙、計白米壹拾陸〔石〕、要請本色白米爲□。〔時〕  
⑩並無見在米麥、彥與專典高仲等於戶人處先〈資〉

⑪借撥、應副納訖。自後將所請白米壹拾陸石「交」

⑫旁於省倉監押李承信處、折請出龜色喬「麥」

⑬貳拾陸石陸斗。有知城苗武節曠爲不先取覆、

⑭將彥等各決臀杖拾貳、將所請喬麥並支與諸「軍」

⑮指揮訖、逐指揮批到會子、逐旋於結借人戶「倒」

⑯兌、支龜色了當。其本將所□□□。是時不知本「城」

⑰將彥差出、爲見不在本「城、是致」作勾追不「到」、

⑱〈徵申〉了當。〈彥即今見〉患、〈作理不得〉。

77

### 【本文】

①□□契勘倉司馬彥委實於十月二十八日差出本「城」

②「趨」走。今來本人委是見患。伏乞據狀備申

③「延」「安」府照會施行。謹具申

④「第」柒將、謹狀  
申

⑤宣和七年十一月一日從義郎權金湯城兵馬監押杜「肇」  
出狀

⑥武德郎知金湯城李「成」

⑦

花押

廿一

⑤「問蒙」　叙録は「問蒙」と釈読する。写真版より「問」を「問」に改める。

⑦「〔今年〕正月」　叙録は「〔何〕正月」と釈読する。写真版より「年」字を補い、文脈から「〔今年〕」にとる。

77  
なし

### 【解説】

24は楷書体で一九行にわたり、下端が欠け、中間部・左右端が破損している。77は楷書体で七行にわたり、上下端に残欠が見られる。

また、両文書は筆跡からみて同一人の手になると判断しうる。内容も倉司馬彦の申状に係っており、おそらく同一文書であろう。文書の構成は、金湯城から第七将への申状のなかに馬彦から金湯城への申状が入れ子状になっているものである。また、77の④下部に「申」字を大書し、末行には草書体で「廿二」と大書され、その下には花押が書かれている。「廿一」は文書が発せられた日付とみなしうる。⑤の日付部分の上には「保安軍／金湯城／軍之印」と判読される朱印が押されている。また、⑤⑥の「杜肇」の「肇」字、「李成」の「成」字は本人の手になる署名である。

本文書はその内容が馬彦の供述であるという点、および宣和七年十一月二十一日という日付から、<sup>106</sup>の「獄司緊要倉司馬彦並知城苗…」という命令に対応したものと考えられる。文書24には十月二十八日に馬彦が延安府へ出張に出かけたと記されている。この日付はこれは一連の十六葉の文書が発せられた十月二十二日より六日後のことである。<sup>106</sup>で倉司馬彦が取調べ対象者としてあげられているにも関わらず彼を出張させていることから考えて、十月二十八日の時点では金湯城には牒が届いていなかつたことになる。

また、文書76も宣和七年十一月の日付となっており、同一時期に金湯城から第七將へおくれられた申状であるが、この時点では「今來本城專典盡去延安府干照公事」とあることから、馬彦は金湯城にはいなかつたと考えられる。そして、76の文末には草書体で「二十」の文字がかれているので、24・77はその後で発せられた文書であると判断しうる。

### 【訓読】

24

據けたる倉司馬彦の状。先に今年〈四月の内〉に於いて、「延」安府右獄の「勾」追を蒙り、制戎〈城〉<sup>(二)</sup>の備賞の斛斗を攤認<sup>(一)</sup>す。直ちに〈今〉年九月の内に至り、妨げて始めて城に到りて勾當す。近<sup>(三)</sup>〈十月〉二十八日に「於」いて、本城の「差」を蒙り、彦は延安府に往きて已來、延川縣<sup>(三)</sup>を體探し、常平の斛斗の次第を點檢するを承けるも、未だ城に回り到らずの間、延安府左獄第柒將に行下し、彦を勾追して「今」年正月の内に喬麥を請せる事を照對するを蒙る。彦は〈委〉實に今年正月の内に於いて、將領潘大夫己が俸の「交」旁<sup>(四)</sup>一紙を將ち到り、白米壹拾陸「石」を計り、本色の白米を請して□と爲すを要める有り。「時」に並びに現在の米麥無し、彦は專典高仲らと戸人<sup>(五)</sup>の處に於いて先〈資〉<sup>(六)</sup>借撥し、應副して納め訖らんとす<sup>(七)</sup>。自後、請する所の白米壹拾陸石の「交」旁を將て省倉<sup>(八)</sup>監押李承信の處に於いて、折して粗色の喬「麥」貳拾陸石陸斗を請出す。知城苗武節は先ず取覆せざる為に嗔り、彦等を將て各おの臂杖拾貳に決し、請する所の喬麥を將て並びに諸「軍」指揮に支與し訖りて、逐指揮に批到せる會子、逐旋<sup>(九)</sup>に結借の人戸に於いて「倒」兌し、粗色を支して了當する有り。其れ本將の所□□□。是の時本〈城〉は彦を將て差出せるを知らず、爲めに見に本〈城〉に在らず、〈是れ〉勾追を作すも〈到〉らざるを〈致〉し、〈徵申〉して了當す。〈彦即ち今〉患う、〈理は不得と作す〉

契勘すらく倉司馬彦委實に十月二十八日に本城を差出され「赴」走す。今來本人委に是れ見に患う。伏して乞うらくは状に據り備さに〈延〉〔安〕府に申し照會施行せられんことを。謹みて申を〈第〉柒將に具し、謹みて状す 申

宣和七年十一月一日從義郎權金湯城兵馬監押社肇<sup>出</sup>状

武徳郎知金湯城李成

## 廿一

【試訳】

24

拠けた馬彦の状。

先に今年の四月に延安府右獄の出頭命令を受け、制戎城の報償にあてる穀物額を攤認をおこない、今年の九月にやつと（金湯）城での仕事を行うようになりました。この十月二十八日に、本城の命を受けてわたくし馬彦が延安府に赴いて以来、延川県を探訪して常平倉の穀物の状況を点検する仕事を承り、まだ（金湯）城に戻つておりません。その間に延安府の左獄が第七将に文書を下し、わたくし馬彦を出頭させて今年正月に喬麦の支払いを請求したことについて取り調べよと命を受けました。わたくし馬彦は間違いなく今年の正月に、將領の潘大夫が自分の俸給の交旁一枚、合計白米十六石をもつてきて、本色の白米を支払つて□とする求めました。その時米麦の現物はなく、わたくし馬彦と專典高仲等は鋪戸で先資借撥し、対応して納入しおえようとした。のちに支払い請求のあつた白米十六石分の交旁を省倉監督押李承信のところにもつて行き、粗色の喬麦二十六石六斗に換算して払い出しの請求をしました。知城苗武節は先に報告しなかつたことに怒り、わたくし馬彦らにたいしそれ脣杖十二という判決を下し、支払い請求をした喬麦はみな諸軍の指揮に支給し終え、各指揮が預かりのサインをして送ってきた会子を、順々に貸借する鋪戸に持つてゆき兌換させ、粗色を（潘大夫に）支払い終えました。本将が□□□しましたが、この時はそれを知らずに本城はわたくし馬彦を出張させ、現在本城にいないため、出頭命令をうけて

も出頭できず、申を送りました。わたくし馬彦は今現在患いをしており、（出頭して）尋問をうけることができません。

調べたところ倉司馬彦は一〇月二十八日に本城から出張して走り去っていた。今本人は確かに患つている。状により延安府に申をおくり、確認して処理をおこなてもうつようお願い申し上げる。謹んで第七将に申をおくる。謹んで状す。

宣和七年十一月 日從義郎權金湯城兵馬監押杜 撃出狀

武德郎知金湯城李 成

### 【語釈】

〔一〕制戎城 政和八年四月に延安府内に築城された城塞。『宋史』卷八七 地理志三 延安府の条に「制戎城。政和八年、賜鄜延路天降山新城改今名」とあり、また、『襄陵文集』巻一 孔弼邊功轉官制「作制戎城襟帶西陲屯兵嚴固據賊要害、而版築告成莫或犯獵將必有師旅震疊悍衛之勤爾、能於此馘其首豪、而第功焉。超遷厥秩、用勸忠力」と築城の事情を記している。

〔二〕攤認 割当て額を認可すること。

〔三〕延川縣 現在の陝西省延川県付近。当時はに屬す。

〔四〕戸人 48 の内容から、これが鋪戸であることがうかがえる。

〔五〕先資 未詳。本文から判断すると、代価の支払い、あるいはその保証を先送りすることとか。

〔六〕應副納訖 「應副」は、対応する、処理すること。「應副納訖」で「対応して納め終えた」の意味となるが。後掲の83の内容から、ここでは実際にこれらの処理を済ませたのではなく、潘大夫の要請への当初の対応計画について述べたものであると考えられる。

〔七〕省倉 馬彦は57注〔四〕『史滴』二五参照)から提挙常平司の吏であることがわかるので、潘大夫は、はじめ自分の交旁を常平倉

持ち込んで請したことになる。その後、馬彥らは常平倉が払い出した分の穀物を省倉から補充使用としたと考えられる。こうした常平倉と省倉との錢物のやり取りはしばしばみられたようである（『続資治通鑑長編』卷三七五 元祐元年四月戊戌の条）。ただし、こうしたやり取りは、常平倉の錢物を本来の目的以外への流用や末端における両者の混同を日常化させる傾向があり（『朱文公政訓』）、とくに徽宗時代には紊乱は極限に達し、常平倉の運用を崩壊させた（周藤吉之「北宋末における青苗法の施行」『宋・高麗制度史研究』一九九二年、汲古書院）。本文書の事例は、いずれの理由が背景にあるかは、これだけでは明確にしえないが、裁判案件として取り上げられることを考えると、軍糧支給における常平倉と省倉のかかる関係が、不正の温床となりえたということができるよう。

〔八〕逐旋 次第に。

【本文】

- ① 〈據倉〉 司馬彥状、先於今年四月内、蒙
- ② 〈延〉 安府右獄勾追、攤認制戎城備賞斛斗。直至今年九「月」
- ③ 〈内〉、妨始到城勾當。近於十月二十八日、蒙本城差、彥往延安〈府〉
- ④ 〈已〉來、體探延〈川〉縣、承點檢常平斛斗次第、未回到城間、「蒙」
- ⑤ 〈延〉 安府左獄行下第七將、勾〈追彥〉照對今年正月内「請」
- ⑥ 「喬」麥事。彥委實〈於〉今年正月内、有第七正將潘大夫將〈到〉
- ⑦ 〈己〉俸白米〈壹旁〉、計壹拾〈陸〉石、与知城苗武節、要請本色〈白〉
- ⑧ 〈米〉。苗武節〈叫〉專典高仲等、〈言道〉潘大〈夫〉要請白米□
- ⑨ □「無」、白〈米〉係專典將米旁去〈於鋪戶〉等〈處〉借。「借」「白」：

- ⑩ □與本官。高仲即時收得米旁、於鋪戶等處借「米」、  
 ⑪不得。後來、本監押李〈承信入〉倉、〈支〉散諸軍等〈糧〉「食」。  
 ⑫彥等平議體來潘大夫、米〈壹〉拾〈陸〉石鋪戶〈處〉借、不付本  
 ⑬官。日逐催逼、不如請取喬麥轉換白米。彥等允肯□  
 ⑭〈了〉。李承信〈折〉請到喬麥貳拾〈陸〉石〈陸斗〉。有隊將柳  
 ⑮祇應覆潘大夫道使〈臣〉請〈受〉請不得、〈却〉公〈人〉請出「喬」  
 ⑯麥。其時苗武節對坐。苗武節勾到專典、〈係〉幾箇□  
 ⑰□□□〈甚〉□〈覆〉□〈押〉□□〈決醫杖拾貳〉、〈將斛斗〉

### 【本文】

- ① 〈倒〉兌、支了當。其本將· · · · · · ·  
 ② 出。爲見不在本城、是致作勾追不到、徵申了當。  
 ③ 彥即今見患、作理不得。〈欲〉乞〈據〉狀備申  
 ④ 延安府左獄照會施行者。  
 ⑤ 「按」馬彥狀備錄〈在〉前契勘、〈馬彥委〉實見□。〈伏〉乞備申  
 ⑥ 〈延安〉「府」照會施行謹具申  
 ⑦ 〈第七〉「將」謹狀。  
 ⑧ 〈宣〉「和」七年十二月——修武郎榷兵馬都監杜——〈肇〉  
 ⑨ 武德郎知金湯城李——成

【校勘】

なし

【解説】

83は上端が欠け、下端が損壊し、楷書体で一七行にわたる。27は上端が欠け、楷書体で九行が読み取れる。両文書は筆跡からみて同一人の手になると判断しうる。内容も共通しており同一の文書とみなされる。27の⑧の日付の部分の上には「保安軍／金湯城／軍之記」の朱印が押されている。

本文書は馬彦の供述が中心となつており、24・77の内容と多く重複するが、新たな事実を伝える部分も見られる。文書発信の時期は24・77の翌月なので、馬彦の申状をうけた金湯城がさらに取調べを行つた結果を報告した文書と考えられる。ただし、馬彦は⑤⑥からうかがえるように、延安府左獄からの出頭命令をうけており、そこで本案件についての取調べを受けるべきであった。それが、24・77および本文書の二度にわたる申状の提出による供述の形をとつたのは、24の⑯や27の③にみえる馬彦の病を理由としたためである。つまり、24・77を提出したのちも依然として病が癒えず延安府への出頭ができなかつたので、その代わりに前回よりもさらに詳細な供述を馬彦からとつたものが本文書であると考えられる。また、本文書と24・77の内容を比較してみると、27の①～③が24の⑯～⑯の記述とほぼ一致し、また、27の五行目⑤～⑨の記述が77の②～⑥とほぼ同様のものとなつてゐることに気付く。これは24と77が直接接続していた可能性を示すものといえよう。

【訓読】

83

據けたる倉司馬彦の状、先に今年の四月の内に於いて、延安府右獄の勾追を蒙り、制戎城の備賞の斛斗を攤認す。直ちに今年九「月」の

内に至り、妨げて始めて城に到りて勾當す。近<sup>ニ</sup>る十月二十八日に於いて、本城の差を蒙り、彦は延安「府」に往きて「已」來、延<sup>川</sup>縣を體探し、常平の斛斗の次第を點檢するを承けるも、未だ城に回り到らずの間、延安府左獄は第七將に行下し、〈彦〉を勾<sup>追</sup>して今年正月の内に「請」せる「喬」麥の事を照對するを「蒙」る。彦は委實に今年正月の内に〈於〉いて、第七正將〔一〕潘大夫己が俸の白米<sup>〔壹旁〕</sup>、計壹拾<sup>〔陸〕</sup>石を將ち到り、知城苗武節に与え、本色の「白」米を請するを要める有り。苗武節は專典高仲等を〈叫〉び、〈言道<sup>〔二〕</sup>〉えらく、潘大<sup>〔夫〕</sup>が白米□□□を請するを要む。白<sup>〔米〕</sup>は專典に係る。米旁を將て〈鋪戸〉等の〈處〉に去き借りよ。〔借〕「白」…□は本官に与えよ、と。高仲は即時に米旁を收得し、鋪戸等の處於り米を借りんとするも得ず。〈後〉來、本監押李承信入倉し、諸軍等の〈糧〉「食」<sup>〔三〕</sup>を〈支〉散す。彦等は體ら來たる潘大夫に平<sup>〔議〕</sup><sup>〔四〕</sup>すらく、米<sup>〔壹〕</sup>拾<sup>〔陸〕</sup>石は鋪戸の〈處〉より借りんとするも、本官に付さず。日逐<sup>〔五〕</sup>に催逼<sup>〔六〕</sup>するは、喬麥を請取し白米に轉換するに如かず。と。彦等は允肯<sup>〔七〕</sup>せられ□し「了」る。李承信が〈折〉して喬麥貳拾<sup>〔陸〕</sup>石<sup>〔陸斗〕</sup>を請到す。隊將〔八〕柳祗應、潘大夫に覆し使臣の請受を請うも得ず、〈却〉て公<sup>〔人〕</sup>喬麥を請出すと道う有り。其の〈時〉苗武節對坐す。苗武節專典を勾到し、〈係〉幾箇□□□□<sup>〔甚〕</sup>□<sup>〔覆〕</sup>□<sup>〔押〕</sup>□□<sup>〔決〕</sup>脣<sup>〔枝拾貳とし、斛斗を將て〕</sup>

倒<sup>〔九〕</sup>兌し、支して了當す。其れ本將……

出。爲めに見に本城に在らず、是れ勾追を作すも到らざるを致し、徵申して了當す。

彦は即ち今見に患い、理は不得と作す。欲して乞うらくは状に〈據〉り備さに延安府左獄に申し、照會施行せる者なり。  
〔案するに〕馬彦の状備さに錄して前に〈在〉り。契勘すらく、〈馬彦〉は〈委〉實に見に〈患う〉。伏して乞うらくは備さに〔延安〕「府」に申し照會施行せられんことを。謹みて申を〔第七〕「將」に具し謹みて状す。

〔宣〕「和」七年十二月——修武郎權兵馬都監杜——〈肇出 状

武德郎知金湯城李——成

馬彦の状に拠れば、先に今年の四月に延安府右獄の出頭命令を受け、制戎城の報酬にあてる穀物額の攤認をおこない、今年の九月にやつと（金湯）城での仕事を行うようになりました。この十月二十八日に、本城の命を受けて馬彦が延安府に赴いて以来、延川県を探訪して常平倉の穀物の状況を点検する仕事を承り、まだ（金湯）城に戻つておりません。その間に延安府の左獄が第七将に文書を下し、馬彦を出頭させて今年正月に喬麥の支払いを請求したことについて取り調べよと命を受けました。馬彦は間違ひなく今年の正月に、第七将の正将である潘大夫が自分の俸給の白米一旁、合計十六石をもつてきて、知城の苗武節に与えました。本色の白米での支払い要求でした。苗武節は専典高仲等を呼び、彼等に言いました。「潘大夫が白米□□□を求めてきた。白米は専典に関わることである。米旁を持って鋪戸等の所に行き借りて來い。」と。借白□・・・本官に与えました。高仲はすぐに米旁を取つて、鋪戸等の所から米を借りようとしましたが得られませんでした。後に本城の監押李承信は倉に入り、諸軍等の糧食を発給しようとした。（そのとき）馬彦等は自ら來た潘大夫に「米十六石は鋪戸の所から借りようとしたが、本官にもつてきません。毎日強制的に促すよりは、喬麦を請求して取り白米に換えた方がよいでしょう。」と論じました。馬彦等は許諾してもらい□し終わりました。李承信は喬麦二十六斗に換算して払い出しました。隊将の柳祇應が、潘大夫が「使臣の俸給は請求したが得られず、却つて公人は喬麦を支払つてきた」と言うのを審査しました。その時、苗武節が正面に座つていました。苗武節は専典を出頭させ、いくつかの・・・に関する・・・・・杖十二（という判決を下し）、斛斗・・・をもつて、・・・

兌換させ、支払い終わりました。本将が・・・そのために現在本城にいないため、出頭命令をうけても出頭できず、申を送りました。馬彦は現在悪いをしており、筋道を立てようとするもできません。状により延安府左獄に送り、確認して施行するようお願い申し上げる。

前の部分に記した馬彦の状に詳しく記録されております。馬彦は確かに患つております。延安府に送り、確認して処理を行つてもうつようお願い申し上げる。謹んで第七將に申を送る。謹んで状す。

宣和七年十一月 修武郎權兵馬都監杜 肇出状

武徳郎知金湯城李 成

【語釈】

〔一〕 尉將 「將」(熙寧七年(1073)から將兵制が実施された際に設置された。数千から一万程度の兵力からなる部隊単位であり、地方の要地に駐屯して兵士の訓練や地方防衛を行う軍区として昨日した。文書番号11の語釈〔一〕)の長官。内殿崇班(後に修武郎、正八品)など大天使臣以上で、戦陣を経験し、親民官を任じた)とのある武臣を充てる。

〔二〕 聞道 言う、話し合へ。

〔三〕 諸軍等糧食 本文書における潘大夫の交旁と諸軍等の糧食の関係は明確には示されていない。83によれば馬彦等の措置によって潘大夫に支払われる」となった喬麦が苗武節の裁定により諸指揮に支給されている。そのことから考えると、本来は諸軍(諸指揮)の糧食用に確保されていた喬麦を潘大夫の俸に流用したものと見られる。

〔四〕 平議 公平に論断する。／議論する。

〔五〕 日逐 毎日。

〔六〕 催逼 催促逼迫。強制的に促す。

〔七〕 允肯 許可する。応諾する。

〔八〕 隊將 諸路に設けられた「將」は五つの「部」に別れ、その部の下には約10の「隊」がもうけられていた。その「隊」を統率する者。武臣小使臣を充てる。

## あとがき

陸続と地下から新史料が出土する古代史や、膨大な档案や契約文書などが存在する明清時代に比べ、唐宋時代は新しい史料に恵まれず、最近はこの時代を専攻しようと考へて進級する学生数も減つているように思われる。それでも唐代は出土墓誌史料が注目され、新たな研究分野を形成しつつある。しかし宋代は、士大夫たちの残した文集にかなりの数の墓誌銘が既に収録されていることもあり、出土する墓誌自体がとくに注目されることもない。ただ宋という時代について、既存の文献資料だけによつても考えなければならないことは山ほどあるのではあるが、こうした史料状況は、学生の目にこの時代があまり魅力的ではないものに映るようである。

というわけで宋代の場合、北宋の紀年を持つ官文書が出現したということは、それだけで十分衝撃的な事件なのである。今回の科研費は、とにかくそれら黒文書が一体何であるのかを、先ず探るために申請した。幸い採択され、早稲田の院生や若いO.B.たちと早速読解作業を始めた。文書が断片の上、編纂文献にはない用語や文体だらけといつても過言ではなく、解説でも述べたように訳注が文字通り試稿に終わることは覚悟の上である。また読解の初步的なミスも今になって気の付くところもある。終了した部分は、裁判関係に限つても三分の二程度であるが、研究期間が終了したためとりあえず中間報告の形でまとめてみた。残りの部分についても、同じメンバーで現在訳注作業を続けており、いつか機会があればまとまつたものを公表したいと考えている。

申請時の計画では、サンクトペテルブルクの東方研究所で、文書の現物を閲覧し、写真では分からぬことを調査する予定であった。しかし私の健康上の問題もあり、それは今後の課題として、今回は文書の舞台となつた陝北地帯を訪問し、遺跡を実見することにした。多くの方々の協力と援助で予想以上の成果を挙げることができ、関係者に深く感謝しているところである。これだけの数の宋代の城塞を訪れた日本の研究者はまだ居られないのではないかとも思う。それがどうしたといわれれば、その通りであるが。長編には遼や西夏との抗争・通交・対策の記事が大量に記されている。今まで飛ばし読みする程度であつたが、実際に一部とはいえその現場を訪れると、記事の重みが否応なく身に迫つてくる。今回の経験を踏まえ、最終的な報告は今後に期したいと思つてゐる。

近藤一成 記